

長野市子ども・子育て支援事業計画

(答申案)

長野市

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画作成時期	4
4 計画期間	4
5 策定体制	4
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	5
1 基本理念	6
2 成果指標の設定	6
3 基本目標	7
4 施策の展開	8
5 家庭・地域・事業者・行政の役割	10
第3章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境	11
1 人口・世帯・人口動態等	12
2 教育・保育施設の状況	19
3 地域子ども・子育て支援の状況	21
4 ニーズ調査の結果概要	25
5 長野市の子ども・子育て支援の課題	30
第4章 教育・保育提供区域の設定	33
1 教育・保育提供区域について	34
2 認定区分ごとの区域設定	36
3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定	37
第5章 幼児期の教育・保育の充実	41
1 計画的な教育・保育施設等の整備	42
2 教育・保育の一体的提供の推進	51
3 教育・保育施設の質の向上	54
第6章 子育て支援の充実	57
1 子ども・子育て支援事業の充実	58
2 地域ぐるみの子育て支援の推進	78
3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	83

第7章 専門的な支援の充実	89
1 児童虐待防止対策の充実	90
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	95
3 障害児支援の充実	100
第8章 計画の推進体制	109
1 関係機関等との連携	110
2 計画の達成状況の点検・評価	111

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

長野市では、長野市次世代育成支援後期行動計画である「ながの子ども未来プラン」を平成 22 年4月に策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実を図ってきました。

この計画による集中的な次世代育成支援対策の取組を実施することにより、子育てが楽しいと感じる保護者が増加するなどの一定の効果がみられたところですが、依然として、少子化の流れが変わり、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えません。

また、本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子高齢化社会へと変化する一方で、教育・保育の安定的で質の高い保育サービスが求められており、核家族¹化の進展等により地域のつながりの希薄化が指摘される中、多様な子育て支援サービスの充実は、子どもや家庭をとりまく諸課題として顕在化してきています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は、平成 24 年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法²を成立させました。

これらの法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格的にスタートするに当たり、長野市では、幼児期の教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」、「保育の量的拡大」などの適切なサービスの提供を図るとともに次世代育成支援の推進のために、「長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

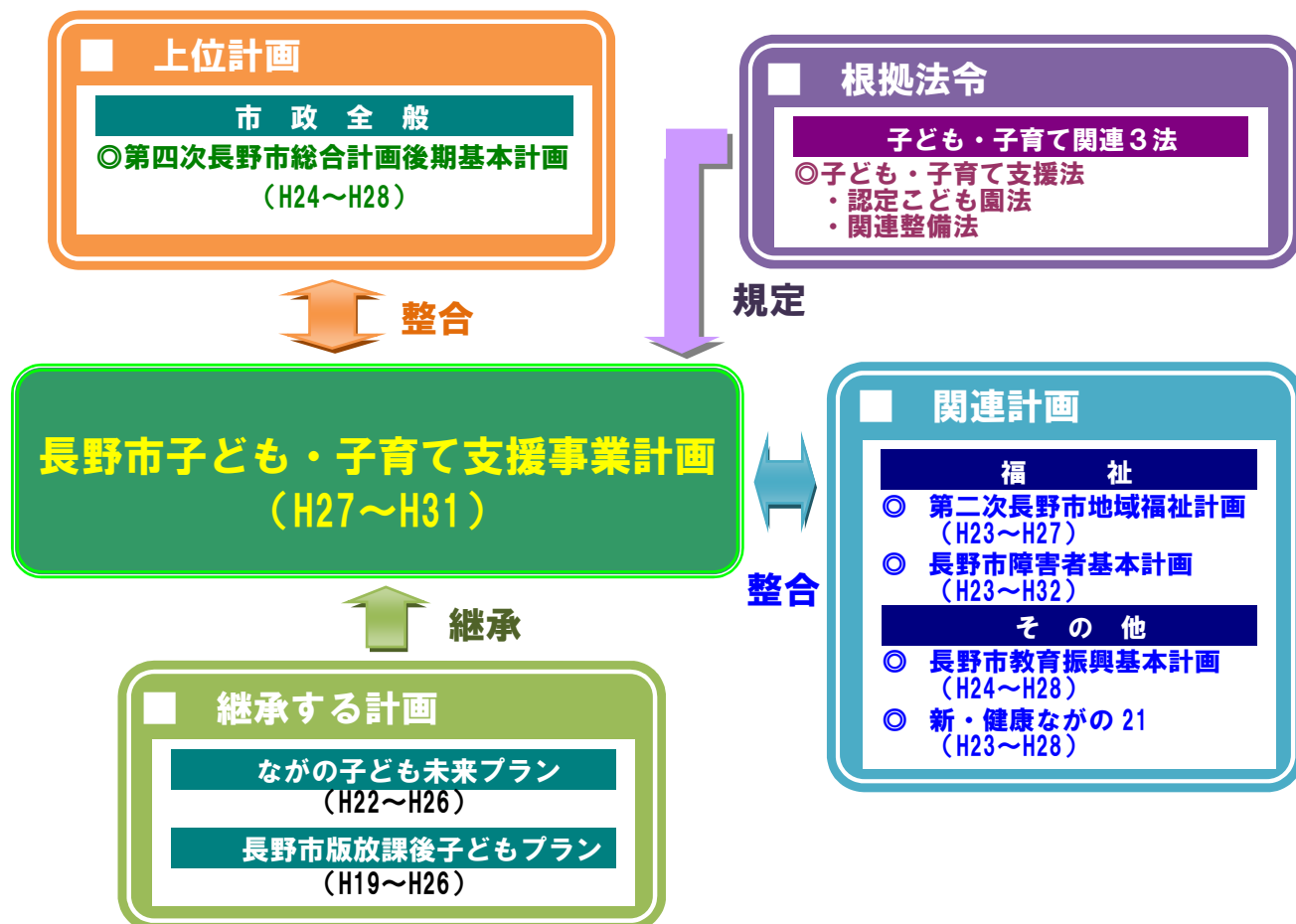
¹ 核家族：夫婦（父親又は母親）とその未婚の子ども又は夫婦のみからなる家族をいう。

² 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

また、長野市次世代育成支援後期行動計画である「ながの子ども未来プラン」の一部施策を継承するとともに、国で新たに「放課後子ども総合プラン」を策定したことに伴い、長野市版放課後子どもプランの施策等を盛り込んだ計画とし、最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者基本計画等との整合を図ることとします。



	(年度)							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
第四次長野市総合計画後期基本計画	H24~H28							
第二次長野市地域福祉計画	H23~H27							
長野市障害者基本計画	H23~H32							
長野市教育振興基本計画	H24~H28							
新・健康ながの 21	H23~H28							
長野市子ども・子育て支援事業計画				H27~H31				
ながの子ども未来プラン	H22~H26							
長野市版放課後子どもプラン	H19~H26							

3 計画作成時期

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可、認定、確認等の事務が子ども・子育て支援法の施行の日である平成26年10月1日に開始されたことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業³の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期について、同法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめています。

4 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています（第61条第1項）。

長野市では、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の本格施行を想定し、計画の期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離^{かいり}し、著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。

5 策定体制

(1) 長野市版子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」として位置づけ、計画内容などについての協議等を行います（同法第61条第7項）。

(2) ニーズ調査（利用者意向把握調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、確保の方策を検討するため、ニーズ調査（利用者意向把握調査）を実施しました。

結果の概要は、「第3章 4 ニーズ調査の結果概要」のとおりです。

³地域子ども・子育て支援事業：教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業（子ども・子育て支援法第59条）

第2章

子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すくすく子ども～

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

2 成果指標の設定

子育てが喜びとなっている状況について、「親が子育てに不安や負担を抱えながらも、子どもの健やかな成長を願いつつ、家族や親せきをはじめ、周囲の人たちの支えや理解・協力を得ながら、楽しく子育てをしている状況」とし、また、親が過度に不安や負担を感じている状態は、子どもの健やかな成長や子どもを産み育てることへの希望にも影響すると考え、本計画の成果を評価するための成果指標を以下のとおり設定します。

指標1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合

対象	現状値※ (平成24年度)	目標値 (平成31年度)
就学前児童の保護者	93.8%	94.0%以上
小学生児童の保護者	91.0%	91.0%以上

※ながの子ども未来プラン中間評価時点

指標2 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合

対象	現状値※ (平成24年度)	目標値 (平成31年度)
就学前児童の保護者	9.3%	8.0%以下
小学生児童の保護者	11.0%	9.0%以下

※ながの子ども未来プラン中間評価時点

指標3 合計特殊出生率⁴

現状値 (平成25年)	目標値 (平成31年)
1.50	1.54以上

3 基本目標

基本理念のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「幼児期の教育・保育の充実」、「子育て支援の充実」及び「専門的な支援の充実」を基本目標とします。

(1) 幼児期の教育・保育の充実 **基本目標①**

安心して子どもを預けることができる幼稚園・保育所・認定こども園といった教育・保育施設の充実に加えて、家庭的保育⁵や小規模保育⁶など様々な事業も拡充し、それらの質の向上を図りつつ、子どもの受け皿の整備を図り、幼児期の教育・保育の充実を目指します。

周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力・態度を獲得していく発達過程を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感⁷をもって育まれることを目指します。

(2) 子育て支援の充実 **基本目標②**

社会のあらゆる分野における全ての構成員が全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

保護者が子育ての第一義的な責任を有することを前提としつつ、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 専門的な支援の充実 **基本目標③**

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

⁴ 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。

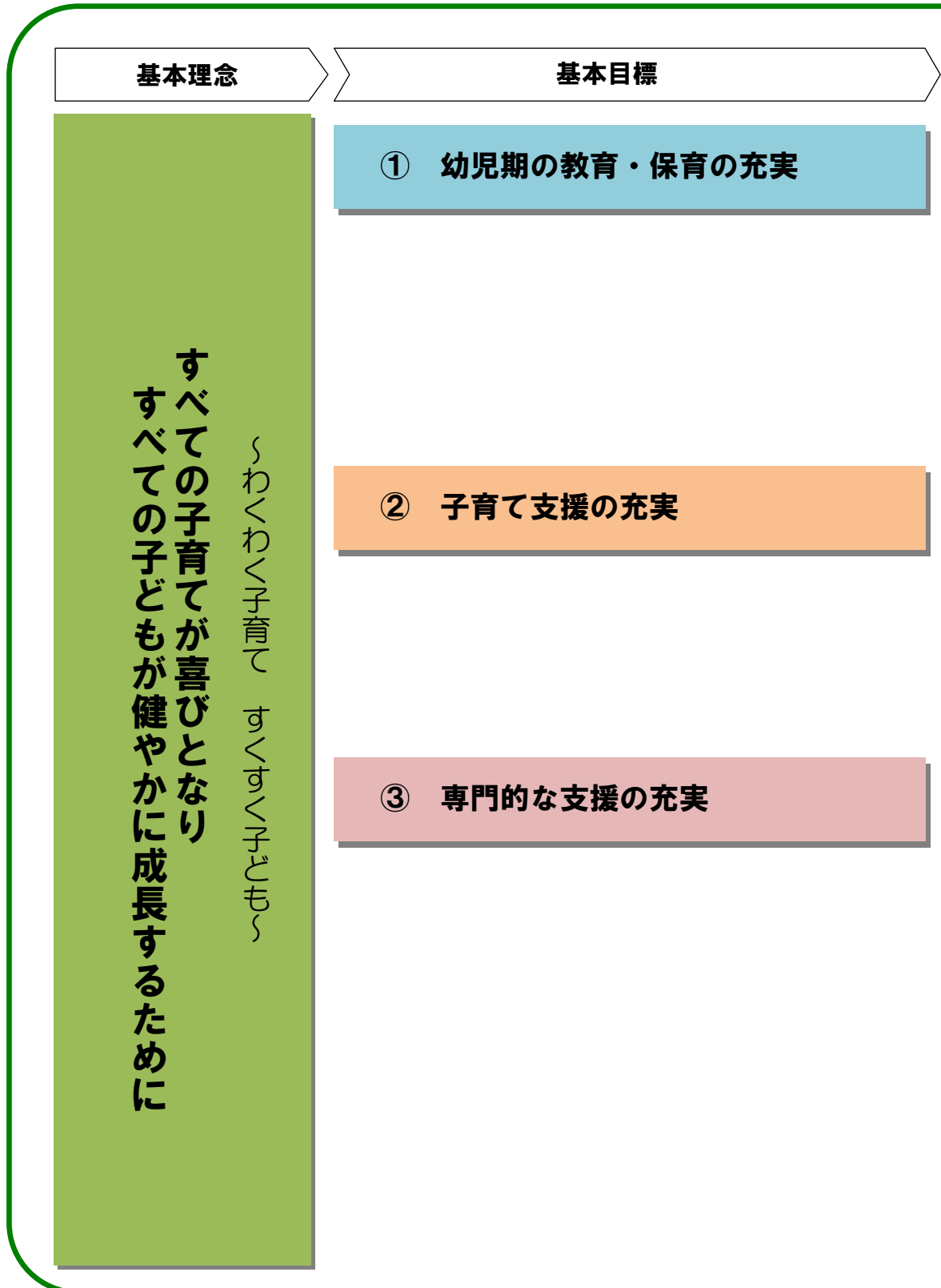
⁵ 家庭的保育：家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

⁶ 小規模保育：利用定員が6人以上19人以下の小規模の保育施設

⁷ 自己肯定感：自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。

4 施策の展開

基本理念の実現に向け、基本目標のもと、長野市の子ども・子育てを取り巻く環境及び子ども・子育て支援の課題を踏まえた施策の展開を図ります。



基本施策

個別施策

1) 計画的な教育・保育施設の整備

1 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

2 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

2) 教育・保育の一体的提供の推進

1 認定こども園の整備促進

2 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進

3) 教育・保育の質の向上

1 職員配置の充実

2 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

3 障害児等の受入体制の強化

1) 子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

2 経済的支援の充実

2) 地域ぐるみの子育て支援の推進

1 子育て支援ネットワークづくり

2 地域における子ども・子育て支援活動の活性化

3) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

1 働き方の見直しの促進

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

1) 児童虐待防止対策の充実

1 関係機関との連携及び相談体制の強化

2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応

3 社会的養護施策との連携

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

1 子育て・生活支援の充実

2 就労支援の充実

3 経済的負担の軽減

3) 障害児支援の充実

1 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

2 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

3 特別支援教育の充実

4 障害等に対する理解促進

5 家庭・地域・事業者・行政の役割

全ての子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるとともに、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、家庭における子育ての負担、不安及び孤立感を和らげることを通じて、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、家庭、地域、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていくことが必要です。

したがって、本計画では、子どもの健やかな成長という理念を共有しながら、地域における様々な資源と連携・協力した取組を推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

主 体	役 割
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子育てについての第一義的な責任を有する。 ○家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々となつながら持つ。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育む。 ○保護者のみならず、地域住民が子どもの活動支援や見守りに積極的に参加する。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うとともに、地域に開かれ、地域とともに子育てを支援する拠点となる。 ○保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行う。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を推進する。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施する。

第3章

長野市の子ども・子育てを取り巻く環境

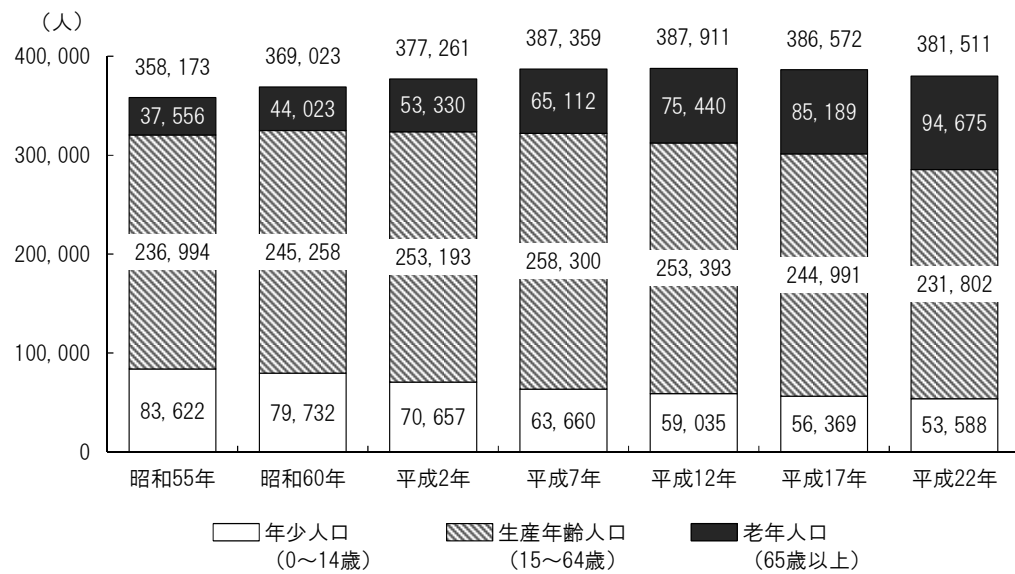
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

○これまで増加傾向にあった総人口は、平成12年ごろをピークに減少傾向に転じており、平成22年10月現在で381,511人となっています。

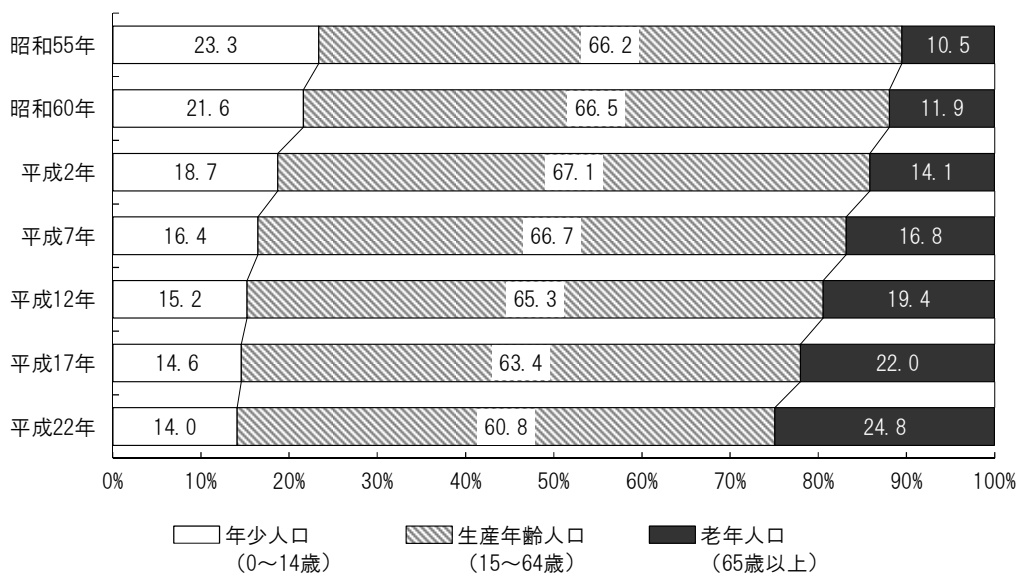
○少子高齢化が進行しており、15歳未満の年少人口は、昭和55年から平成22年までの30年間で約30,000人減少し、全体に占める割合も9.3ポイント減少しています。

■総人口の推移



出典：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移



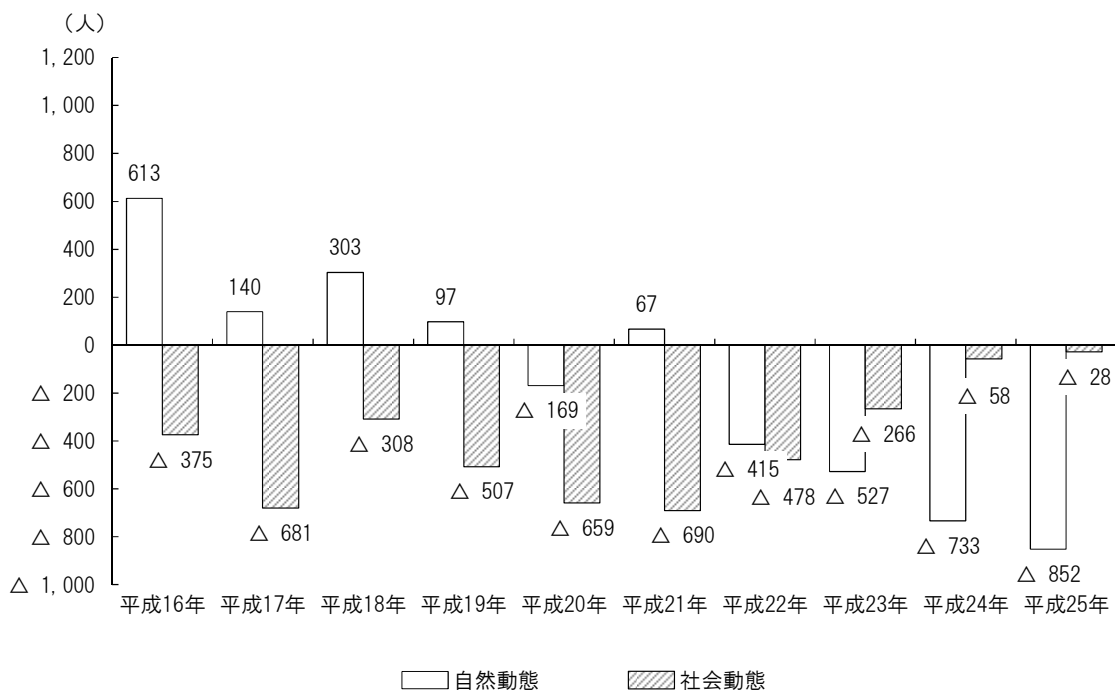
出典：国勢調査

(2) 自然動態・社会動態

○長野市における自然動態（出生数－死亡数）について、平成16年には出生が死亡を613人上回るなど、平成19年ごろまでは、プラスで推移していましたが、平成20年以降、マイナスの年が多くなり、マイナス幅も拡大傾向が見られており、人口減少を加速させています。

○長野市における社会動態（転入数－転出数）は、ここ10年間はマイナスで推移しており、人口減少の主な要因となっています。

■人口動態・社会動態の推移



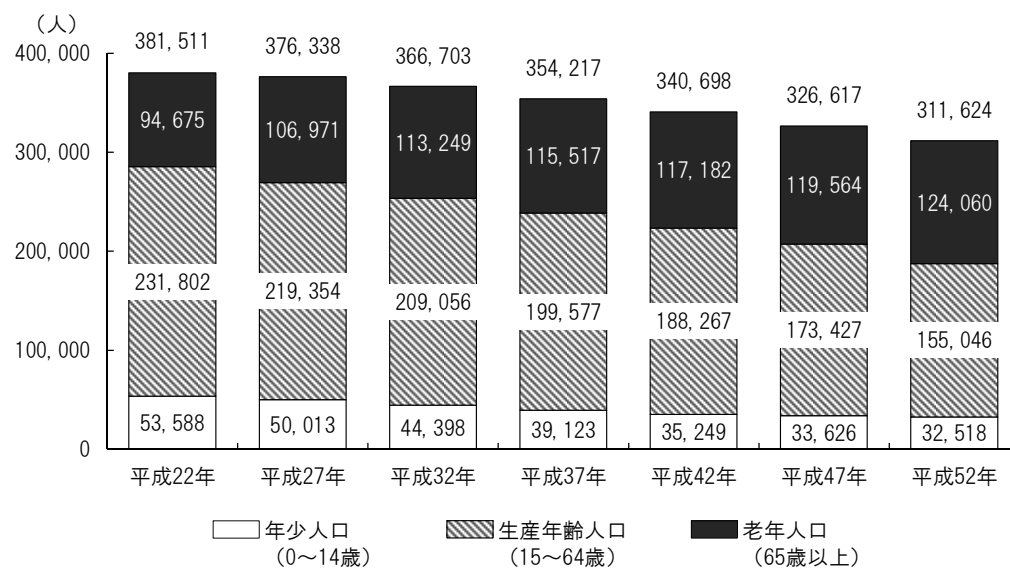
出典：人口動態統計

(3) 将来の人口推計

○長野市の人口は、今後も減少することが予想されており、平成52年には31万人程度まで減少すると推計されます。

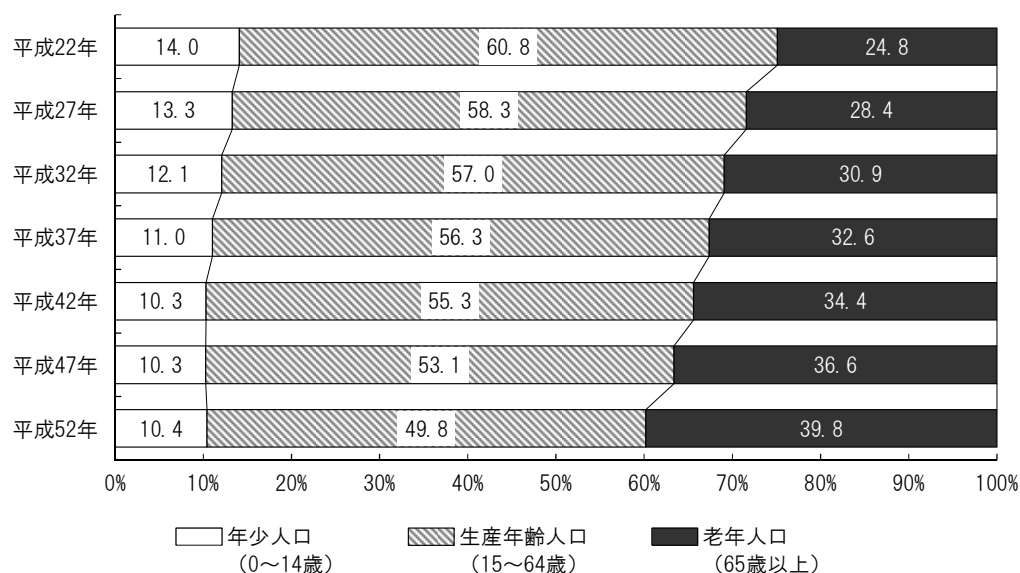
○年少人口も、平成22年には53,588人でしたが、30年間で21,070人減少し、平成52年には、32,518人になると見込まれ、総人口に対する割合も10.4%まで減少すると推計されます。

■年齢3区分別人口の将来推計



出典：長野市企画課資料

■年齢3区分別人口割合の将来推計



出典：長野市企画課資料

(4) 世帯の状況

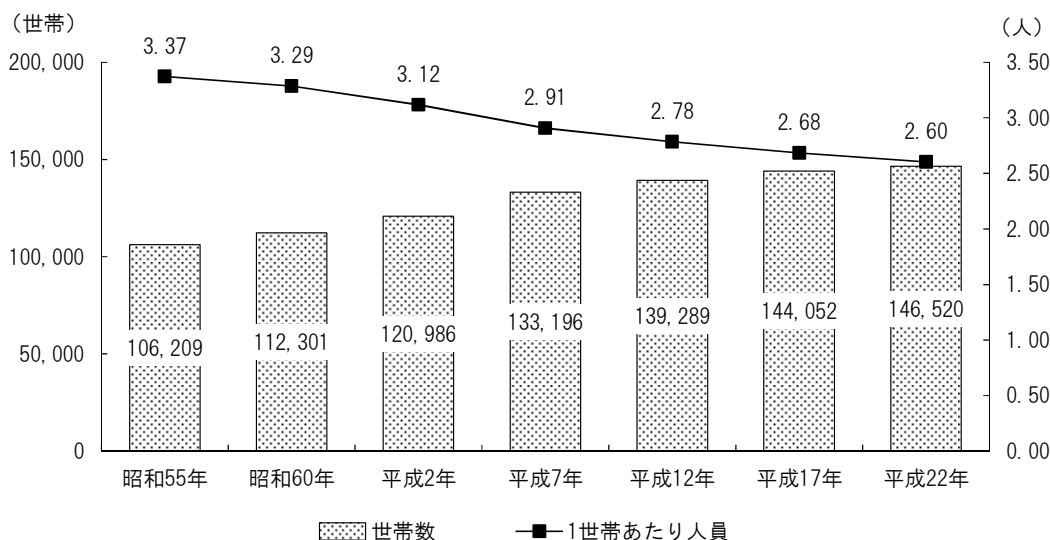
○長野市の世帯数は年々増加し、昭和55年から30年間で40,311世帯増加し、平成22年には146,520世帯となっています。

○世帯数が増え続ける一方で、1世帯当たり人員は減少し続け、昭和55年には3.37人でしたが、平成22年には2.60人となっています。

○平成12年から平成22年の10年間では、核家族世帯数が増加し、一般世帯数に対する割合も増加傾向がみられます。

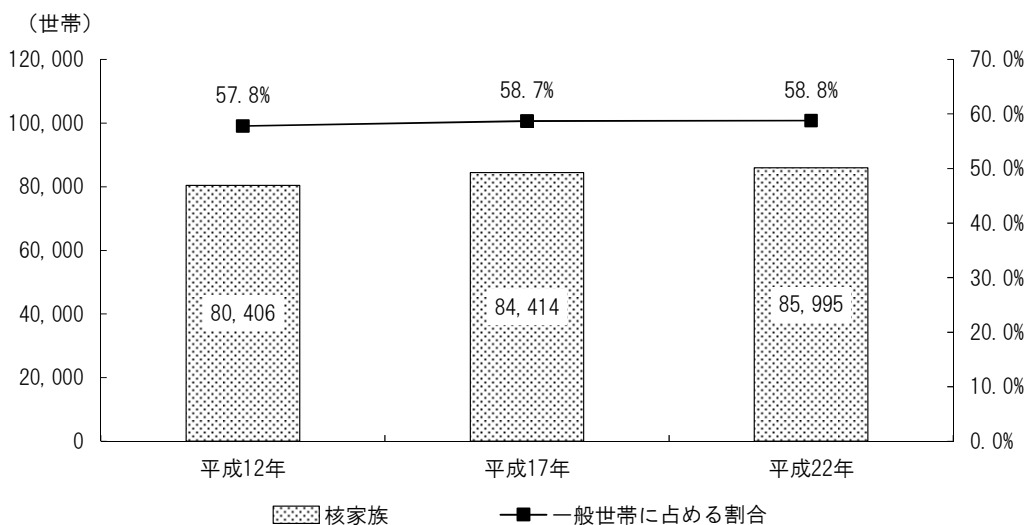
また、核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」及び「男親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



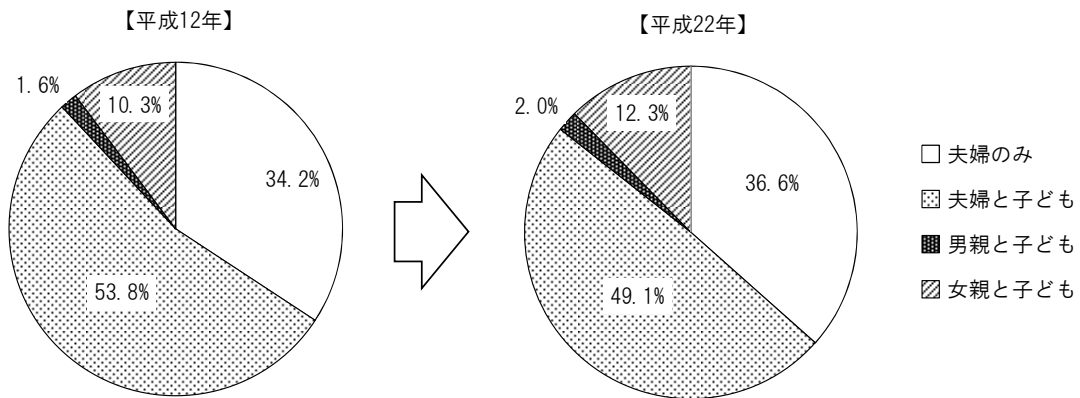
出典：国勢調査

■核家族世帯数及び世帯数に対する割合の推移



出典：国勢調査

■核家族世帯の構成比



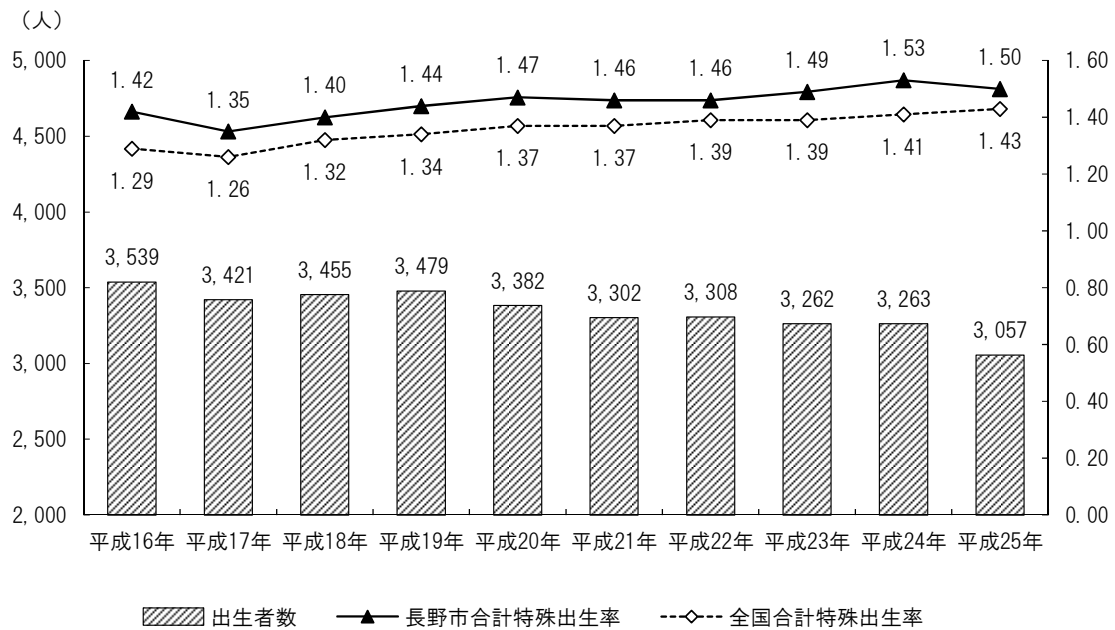
出典：国勢調査

(5) 出生の状況

○長野市における出生数は、平成16年から10年間で、482人減少し、平成25年には3,057人となっています。

○長野市の合計特殊出生率は、全国と同様に上昇傾向にあり、平成16年の1.42から平成24年には1.53まで0.11ポイント上昇しましたが、平成25年には1.50に低下しています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移



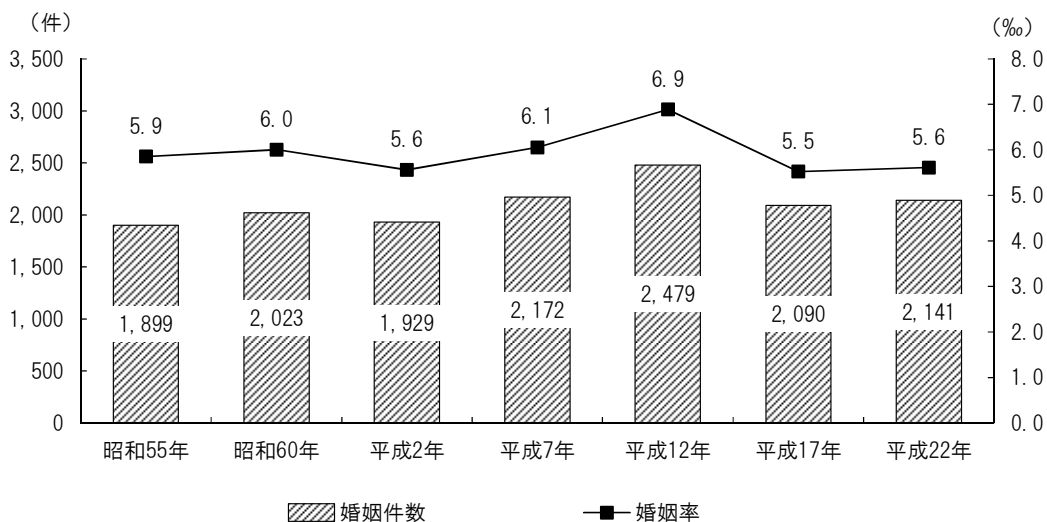
出典：人口動態統計、長野市企画課資料

(6) 婚姻・離婚の状況

○婚姻件数及び婚姻率は、年による増減があるものの、概ね横ばいで推移しており、平成22年では婚姻件数2,141件、婚姻率5.6‰となっています。

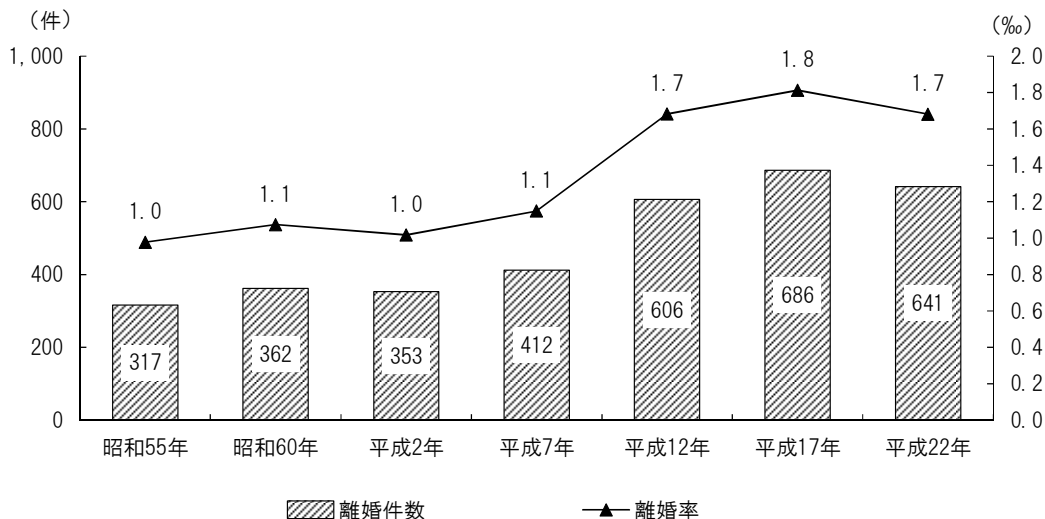
○離婚件数及び離婚率は、増加傾向が見られ、昭和55年から30年間で離婚件数が約2倍、離婚率が約1.7倍となっています。

■婚姻件数及び婚姻率の推移



出典:人口動態統計

■離婚件数及び離婚率の推移



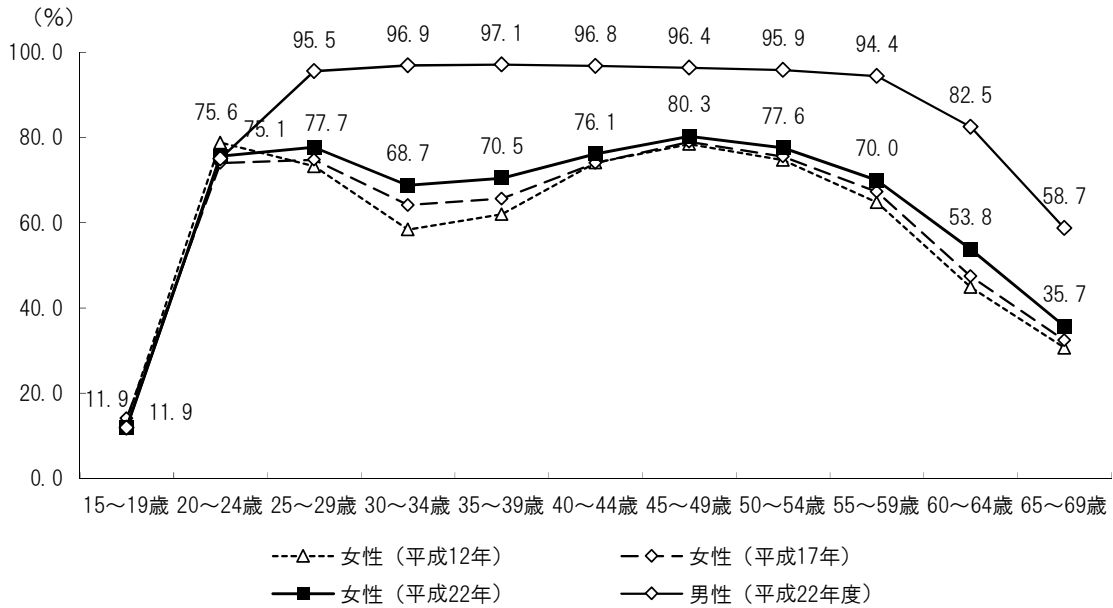
出典:人口動態統計

(7) 就労の状況

○平成12年から平成17年までの年齢別労働力率⁸の変化をみると、女性の30歳代の労働力率は、平成12年から平成22年までにかけて上昇しており、いわゆるM字カーブ⁹が緩やかになっています。

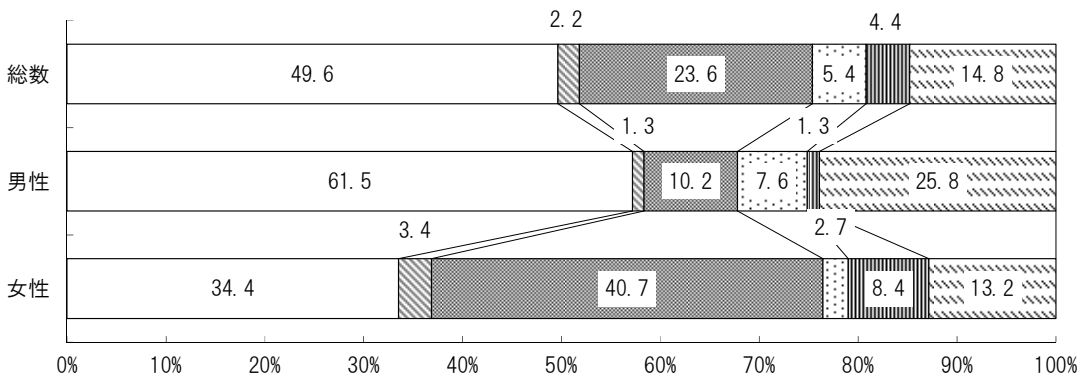
○性別による従業上の地位別割合をみると、男性は「正規職員・従業員」が60%を超えているのに対し、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が40.7%で最も高くなっています。

■年齢別労働力率の推移



出典:国勢調査

■従業上の地位別従業者数の割合



□ 正規職員・従業員 ▨ 派遣社員 ■ パート・アルバイト・その他 □ 役員 ▨ 家族従業者 ▨ その他

出典:国勢調査

⁸ 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

⁹ M字カーブ：女性の労働力率において、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したもの

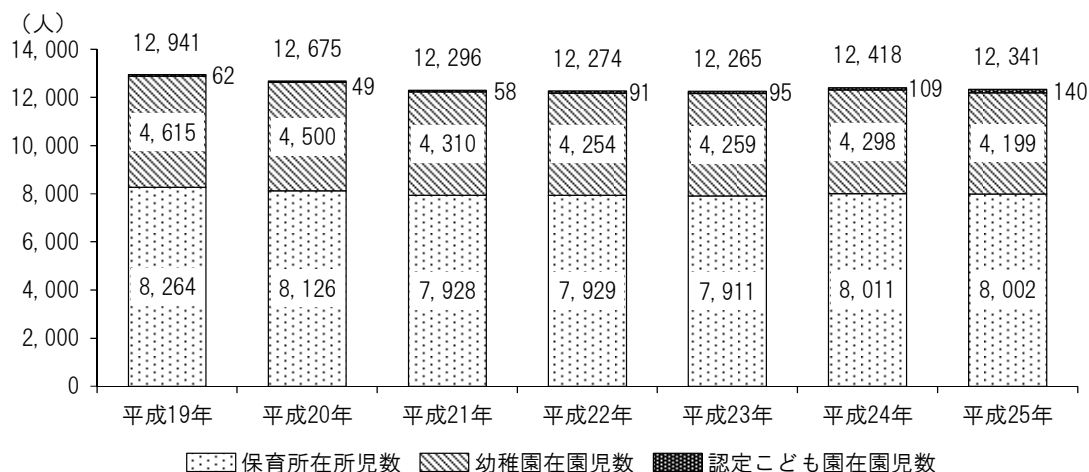
2 教育・保育施設の状況

(1) 在園（所）児数の推移

○幼稚園在園児数、保育所在所児数ともに、平成21年まで減少し、その後、それぞれ4,200人前後、8,000人前後で推移しています。

○認定こども園在園児数は年々増加してきており、平成25年には140人となっています。

■幼稚園、保育所、認定こども園の在園（所）児数の推移（各年5月1日現在）



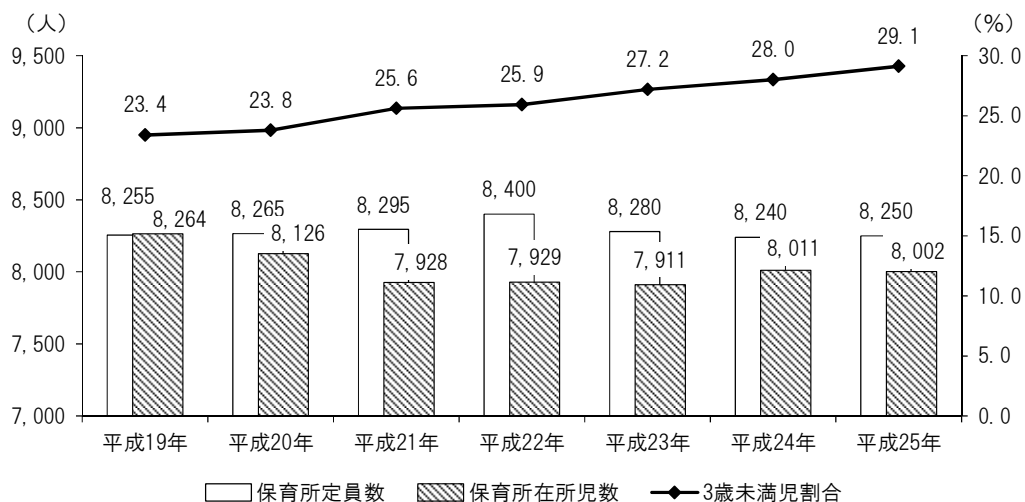
出典：長野市保育課資料

(2) 保育所の利用状況

○保育所の在所者数は、平成21年まで減少していましたが、その後、8,000人前後で推移しています。

○年齢区分別の利用状況では、3歳未満児の利用割合が高くなってきています。

■保育所の定員数、在所者数、3歳未満児割合の推移（各年5月1日現在）

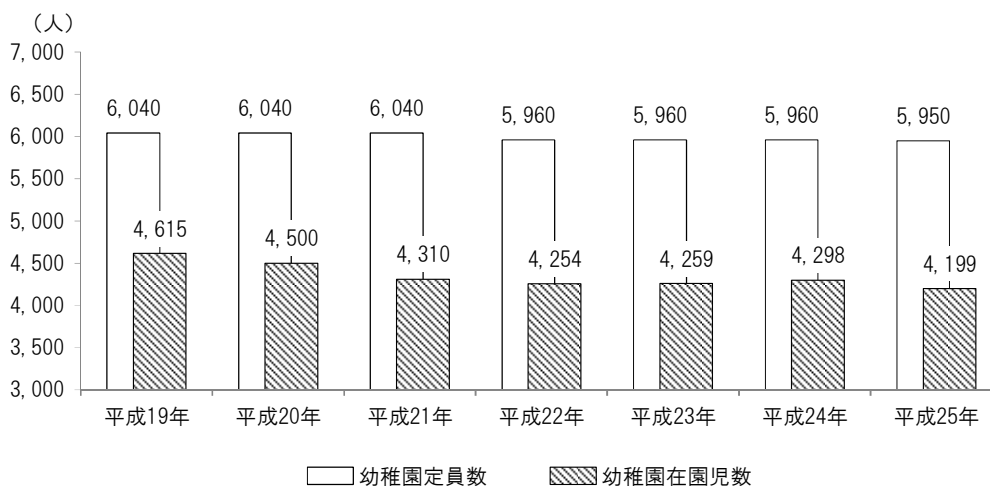


出典：長野市保育課資料

(3) 幼稚園の利用状況

- 幼稚園の在園児数は、平成21年以降、4,200人前後で推移しています。
- 定員数は、平成21年まで6,040人でしたが、平成22年に5,960人に、平成25年に5,950人に減少しています。
- 平成25年度で、定員5,950人に対し、在園児数は4,199人と約7割の利用となっています。

■幼稚園の定員数、在園児数の推移（各年5月1日現在）



出典：長野市保育課資料

(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市及び中核市市長を含む。）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

（平成25年度実績）

◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】 11か所（うち、院内保育施設5か所）

【児童数】 152人（0歳25人、1-2歳108人、3歳18人、4歳以上1人）

◆ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設

【施設数】 6か所

【児童数】 61人（0歳2人、1-2歳34人、3歳6人、4歳以上19人）

3 地域子ども・子育て支援の状況

(1) 延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》

通常の保育所の開所時間(11時間)を超えて、更に延長して保育を実施したり(延長保育)、日曜日・祝日にも保育を実施する(休日保育)事業です。

(平成25年度実績)

◆時間外保育

【実施施設】51園(私立保育所41園、公立保育所10園)

【利用人数】延べ111,159人

◆休日保育

【実施施設】2園(私立保育所1園、公立保育所1園)

【利用人数】延べ1,005人

(2) 放課後子どもプラン¹⁰(放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業)

従来の児童館等と小学校内施設(子どもプラザ)を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供する事業です。

(平成25年度実績)

【実施校区】51校区

【実施か所】91か所(児童館・児童センター42か所、児童クラブ3か所、
子どもプラザ46か所)

【登録児童数】6,461人

(3) ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》

① ショートステイ

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院におい

¹⁰放課後子どもプラン：長野市では、平成27年度から放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))(地域子ども・子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業をいう)に移行するもの

て一定期間（原則として7日以内）預かり養育する事業です。

（平成25年度実績）

【委託施設】6か所（善光寺大本願乳児院、三帰寮、円福寺愛育園、
恵愛学園、松代福祉寮、更級福祉園）

【利用人数】延べ74人

②トワイライトステイ

保護者が仕事、その他理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合、児童養護施設において一時的に預かり養育する事業です。

（平成25年度実績）

【委託施設】2か所（三帰寮、松代福祉寮）

【利用人数】延べ13人

（4）はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。

（平成25年度実績）

【訪問率】87.9%

（5）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行う事業です。

（平成25年度実績）

【支援世帯数】延べ105世帯

(6) こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》

公共施設、保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流促進、情報提供及び育児相談等を行う事業です。

(平成 25 年度実績)

◆こども広場

【利用者数】 じゃん・けん・ぼん：52,408 人、このゆびとまれ：31,508 人

◆地域子育て支援センター

【実施施設】 15 園 (私立保育所 9 園、公立保育所 6 園)

【利用者数】 私立保育所：16,978 人、公立保育所：35,786 人

◆おひさま広場

【実施施設】 92 園 (私立保育所 28 園、公立保育所 36 園、私立幼稚園：28 園)

【利用者数】 18,156 人

(7) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難(保護者の就労や病気・けが、冠婚葬祭等)となった乳幼児について、週 3 日を限度に保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(平成 25 年度実績)

【利用人数】 12,616 人 (私立 5,253 人、公立 7,363 人)

【一時預かり指定園】 ※常時受け入れ (専用の保育室、専任保育士あり)

私立：5 園 (善光寺、杉の子あびつく、松ヶ丘、長野大橋、丹波島)

公立：6 園 (加茂、山王、柳町、中央、共和、綿内)

(8) 病後児保育事業《病児保育事業》

病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を専用のスペースで看護師・保育士が預かる事業です。

(平成 25 年度実績)

【実施機関】 長野赤十字病院 病後児保育室「ゆりかご」

【利用者数】 延べ 56 人

(9) ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》

子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録していただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。

(平成 25 年度実績)

【会員数】 依頼会員：1,475 人、提供会員：334 人、両方会員：121 人

【利用件数】 3,771 件

(10) 妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》

妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診 14 回と合わせて血液検査 5 回、超音波検査 4 回を公費負担し、里帰り等、妊婦の状況に応じて、妊婦がどこでも健診が受けられるよう、長野県医師会との委託契約により、長野県内統一単価、統一内容により実施する事業です。

県外での受診については、出産後の申請により償還払いで対応します。

4 ニーズ調査の結果概要

○調査対象:市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 4,000 人

○調査期間:平成 25 年 9 月 12 日～平成 25 年 9 月 27 日

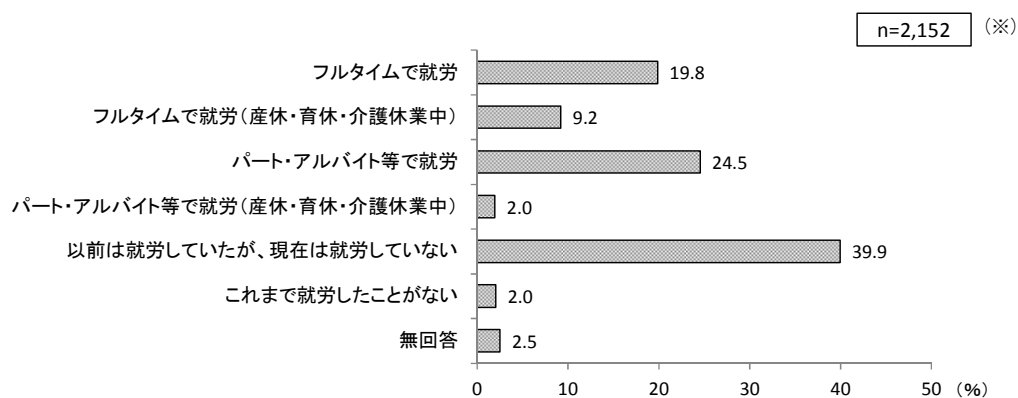
○調査方法:郵送配付・回収

○配布・回収:

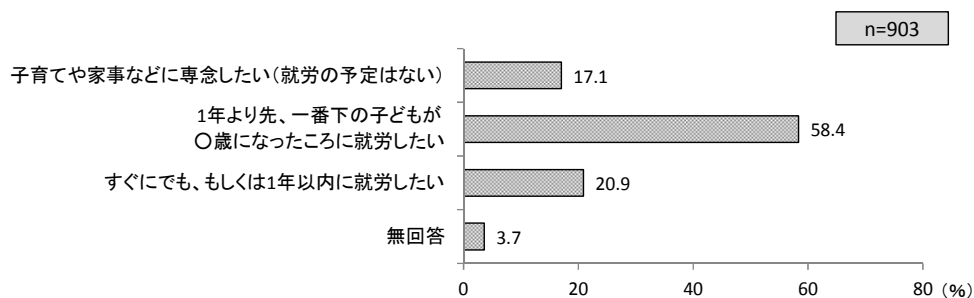
種別	配布数	回収数	回収率
合計	4,000 票	2,152 票	53.8%

(1) 保護者の就労状況について

○母親の就労状況（自営業・家事従業者含む。）



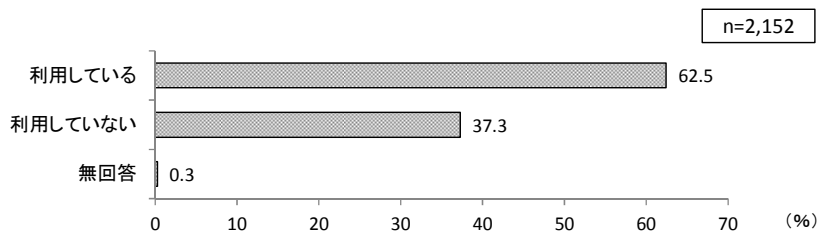
○現在就労していない人の今後の就労意向



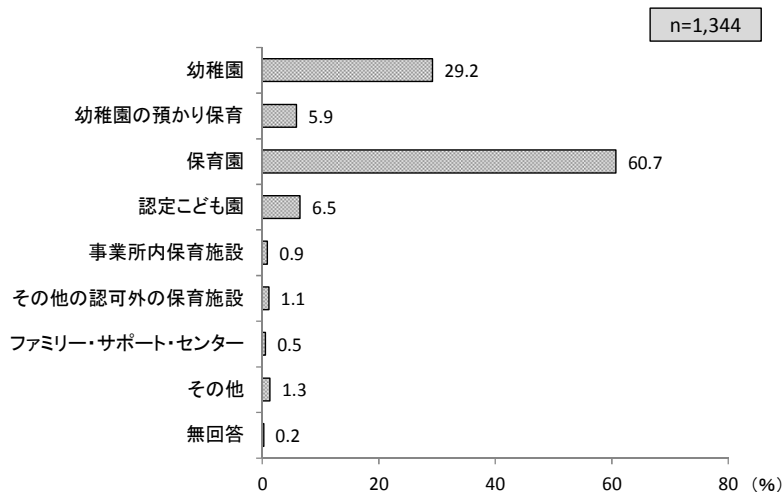
(※) 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

(2) 教育・保育事業の利用について

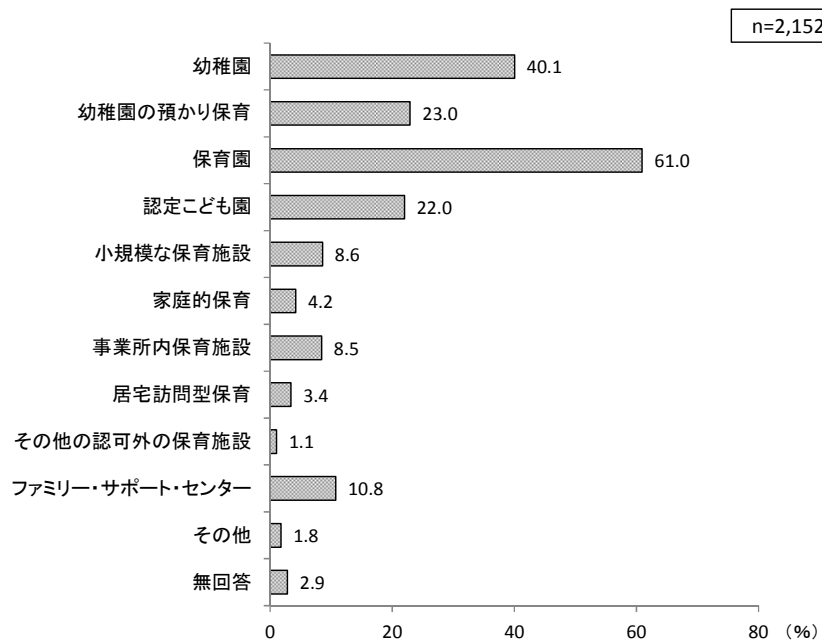
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用状況



○利用している教育・保育事業

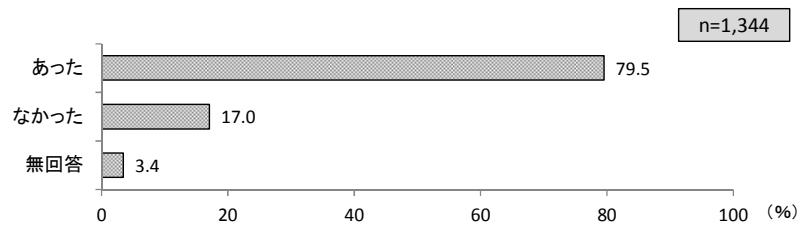


○今後、利用したい教育・保育事業

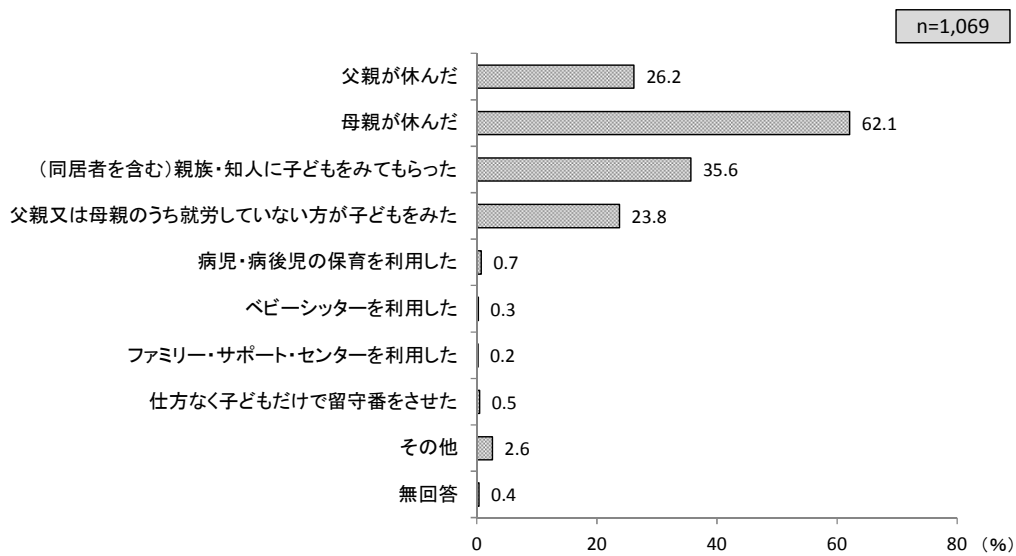


(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

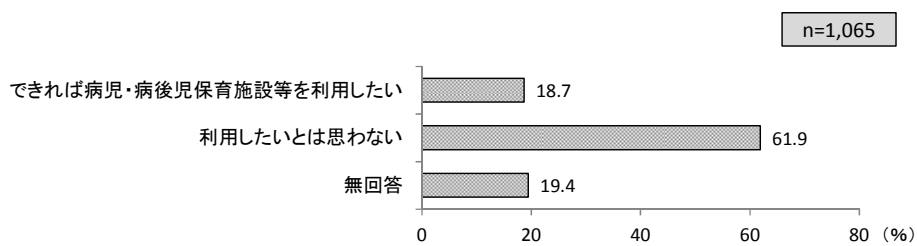
○子どもが病気やケガで教育・保育施設等を利用できなかった経験



○そのときの対応方法

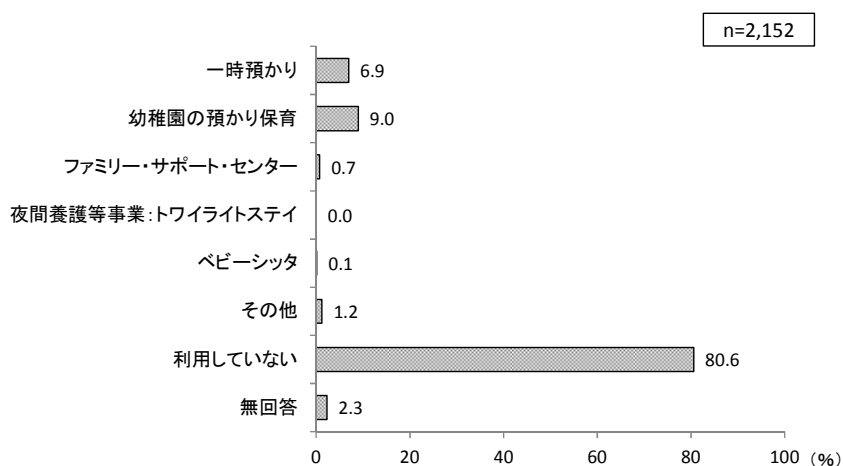


○病児・病後児保育の利用意向

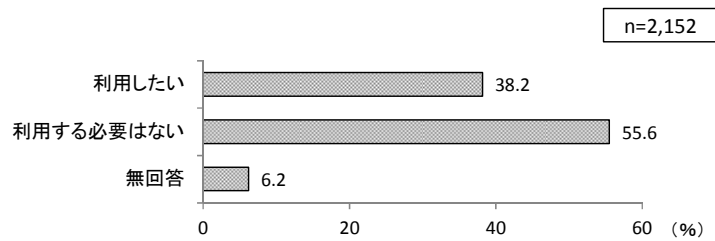


(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

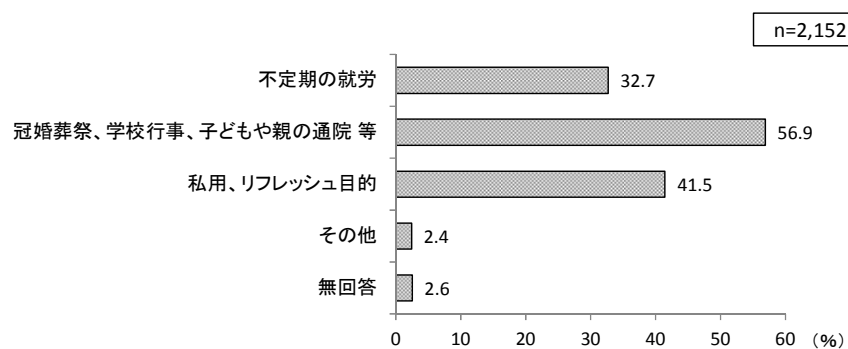
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業



○今後の不定期的な事業の利用意向

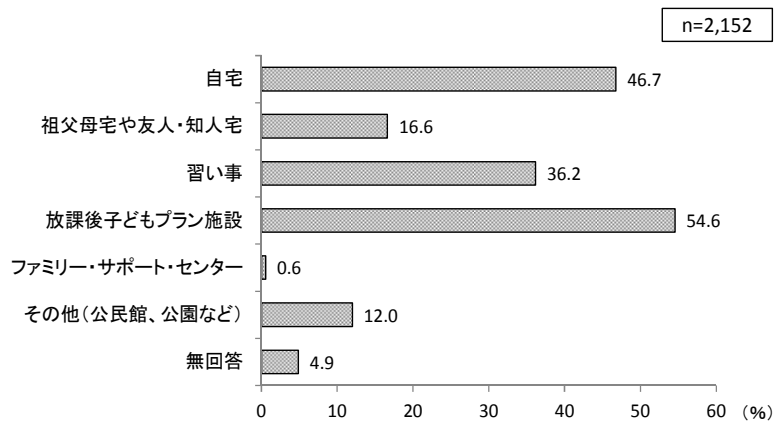


○事業を利用したい目的

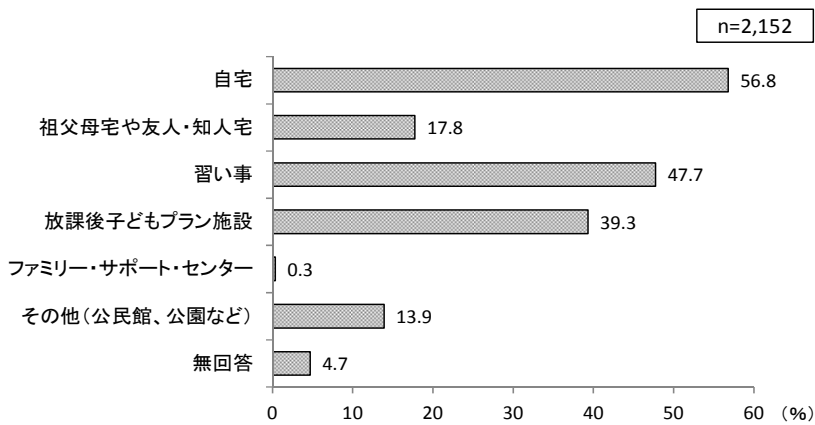


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

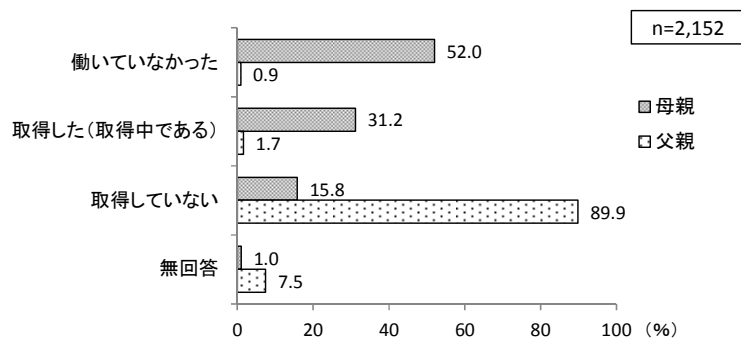
○低学年のうちにごさせたい場所



○高学年になったらごさせたい場所



(6) 育児休業の取得状況について



5 長野市の子ども・子育て支援の課題

長野市の子ども・子育てを取り巻く状況を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) ニーズに基づく教育・保育提供体制の確保

- 市全体では待機児童ゼロの状態が続いていますが、長野市は市域が広い上、地区ごとにその特性及び提供体制が異なるため、子ども一人一人の教育・保育ニーズが十分に満たされているとはいえません。
また、地区によっては、育児休業からの復帰時など年度途中での保育所入所が厳しい状況にあります。
- 社会情勢、近隣関係、家族構成等の変化及び就労形態、価値観等の多様化に伴い、教育・保育ニーズも多様化してきており、きめ細やかな提供体制が求められます。
- 「小1の壁¹¹」ともいわれる就学後の放課後や長期休暇中の子どもの居場所について、放課後子ども総合プラン施設へのニーズが高く、その拡充を図っていく必要があります。

(2) 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携強化

- 乳幼児期の重要性及び特性を踏まえ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、発達段階に応じた子どもとの関わり方に関する保護者の学びの支援を行うことが重要です。
- 乳幼児期から就学後にいたる発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援するためには、各時期における教育・保育の質の改善を図るとともに、各時期の円滑な「接続」を進めていくための関係機関の連携を強化していく必要があります。

(3) 子ども・家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の充実

- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障害児又は発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもを含めて、一人一人の状況を把握し、発達に応じた一貫した支援が必要です。
そのため、受け皿となる各施設・関係機関の体制の強化、職員の専門性の向上が求められます。
- 離婚件数の増加等に伴い、ひとり親家庭が増加しています。
社会経済環境の変化により、就労の有無にかかわらず子育ての負担、不安、孤立感も高まっており、様々な場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげていくことが必要です。

¹¹ 小1の壁：主に共働き家庭において、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。

(4) 地域・職域における子育て家庭への理解と支援体制の充実

- 子どもの数の減少及び近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭及び子どもと地域住民が関わる機会も減ってきています。

地域住民が子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくためには、保護者や子どもが地域との多様な関わりやつながりを持ちながら、共に育っていく環境づくりが必要です。

- 社会経済状況等の変化に伴い、共働き家庭が増えてきています。

企業・事業所等においては、社会の希望であり、未来の力となる存在である子どもを育てる責任を有していることを理解し、子育て中の保護者が、男女を問わず子育てに向き合うことができるような職場づくりが強く求められます。

第4章

教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

また、当該区域は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となります。

参考1 「教育・保育提供区域」と「認定区分」

■教育・保育提供区分の「基本型」と「応用型」

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本となります（基本型）が、認定区分や地域子ども・子育て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしています（応用型）。

■認定区分とは

新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

○1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
利用先 幼稚園、認定こども園

○2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園

○3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定に当たっては、次の3つの項目を踏まえ、行政区を基礎単位とし、隣接する複数地区の組み合わせによる区域設定を行います。

①区内での教育・保育施設の「地区内利用率」

②通園にかかる「負担感」

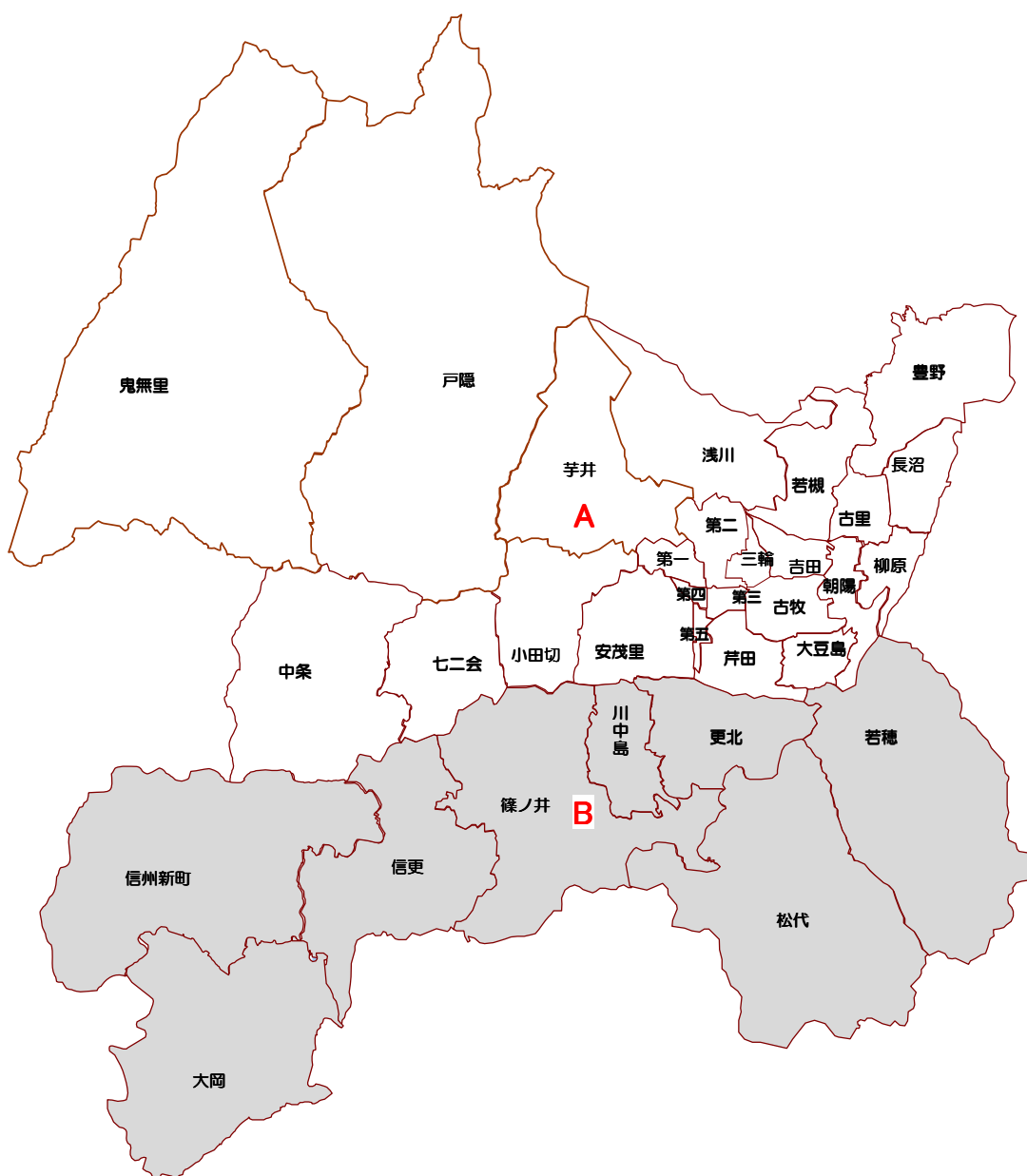
③各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏りの状況」

(詳しくは、39ページ **参考3** を参照)

2 認定区分ごとの区域設定

1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）とします。

教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町



3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は教育・保育提供区域（基本型）とします（妊婦に対して健康診査を実施する事業を除く。）。なお、放課後子ども総合プランについては、例外として、小学校区による区域設定とします。

事業区分	教育・保育提供区域設定	考え方
利用者支援に関する事業【新規】	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。
延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》	基本型	延長保育事業：主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。
	市全域	休日保育事業：供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室））《放課後児童健全育成事業》	小学校区	事業実施の単位が小学校区であることから、例外として同様に小学校区とします。
ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
病児・病後児保育事業《病児保育事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。
ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》	市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。
妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》	—	県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。

《》内は国の事業名（《》がない事業名は、長野市の事業名と国の事業名が同一）

参 考 2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条）

- ・ 利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
- ・ 時間外保育事業：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
- ・ 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
- ・ 子育て短期支援事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ・ 養育支援訪問事業：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
- ・ 要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業：要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ・ 一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
- ・ 病児保育事業：病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
- ・ 子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
- ・ 妊婦に対して健康診査を実施する事業：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業：保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

出典：内閣府

参考3 区域設定における考え方

■「地区内利用率」と「負担感」

ニーズ調査の結果から教育・保育施設等の「地区内利用率」と「通園の負担感」について、以下のとおり整理します。

なお、負担感については、「負担度」として指標化し、各居住地区と通園地区の負担感の関係を数値化します。

地区内利用率＝ニーズ調査結果より(通っている教育・保育施設名から算出)

80%以上 50～79% 30～49% 30%未満

負担度＝ニーズ調査結果より(「とても負担」×3 + 「ある程度負担」×2 + 「あまり負担ではない」×1 ÷ 全体人数)

2.5以上 1.5～2.4 1.0～1.4 1.0未満

居住地区	地区内利用率	通園地区および負担度										居住地区	地区内利用率	通園地区および負担度							
		第四	安茂里	芋井	第二	第三									安茂里	81.8%	芹田	第一	第五	第三	第四
第一	28.6%												小田切	0.0%	第一	芹田					
第二	50.0%	芋井	第四	第五	吉田	柳原	若槻	三輪	浅川				芋井	70.0%	第一	第二	第三				
第三	40.0%	第五	芹田	朝陽									篠ノ井	90.7%	更北	松代	川中島	市外	安茂里	第三	
第四	50.0%	第一	第二	第三	第五	篠ノ井							松代	82.1%	篠ノ井	川中島	更北				
第五	20.0%	第二	芹田	更北	第三								若槻	90.6%	市外	第五	大豆島				
芹田	58.3%	第五	第三	古牧	朝陽	大豆島	三輪	安茂里	若槻				川中島	40.7%	更北	古牧	安茂里	篠ノ井	信州新町		
古牧	47.8%	大豆島	第二	第三	芹田	三輪	朝陽	芋井	更北	吉田	柳原		更北	75.5%	七二会	三輪	篠ノ井	川中島	安茂里	朝陽	
三輪	64.1%	第二	吉田	芋井	第三	古牧							七二会	66.7%	安茂里						
吉田	32.3%	三輪	朝陽	若槻	第二	古牧	豊野	第三	柳原	浅川	更北		信更	71.4%	安茂里	篠ノ井					
古里	21.2%	浅川	若槻	吉田	朝陽	長沼	第五	三輪	市外	古牧	柳原		豊野	85.2%	古里	吉田	市外				
柳原	61.9%	朝陽	若槻										戸隠	90.5%	芋井	更北					
浅川	15.7%	吉田	芋井	若槻	第二	第三	第一						東郷里	84.6%	若槻						
大豆島	51.1%	第三	朝陽	古牧	柳原	更北	若槻						大岡	100.0%							
朝陽	48.8%	大豆島	柳原	第三	三輪	古牧							信州新町	100.0%							
若槻	71.0%	古牧	第二	吉田	浅川	篠ノ井							中条	100.0%							
長沼	61.1%	吉田	古里	朝陽	若槻	豊野	若槻														

白ページ

第5章

基本目標 1

幼児期の教育・保育の充実

1 計画的な教育・保育施設等の整備

施策推進の背景と課題

子ども・子育て支援新制度では、国が定める基本的な指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定める必要があります。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容並びに実施時期(確保方策)」を設定する必要があります。

特に、3号認定子どもについては、本市における満3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度の「量の見込み」を設定することにより、適正な提供体制の確保を図っていくことが求められます。

長野市においては、待機児童がゼロの状況が続いているものの、年度途中での入所が難しいことから、年度初めの入所のタイミングにあわせて、育児休業から職場に復帰した人が3割以上いる状況となっており、育児休業満了時が年度途中であっても、希望者が円滑に利用できる提供体制を確保していく必要があります。

施策の展開

1-1-1 教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

○安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設に加えて、保育所等と連携した小規模保育等の導入によって、保護者の利便性の向上を図ります。

1111 1号認定・2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)【新規】【保育課】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定します。

指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
提供体制充足区域数	平成 27 年度	2 区域	2 区域 (全区域)

【量の見込みの考え方】

・ 1号認定

保育を必要とする事由に該当しない家庭の3～5歳で、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

・ 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、A提供区域に22園（うち認定こども園 5園）、B提供区域に7園（うち認定こども園 2園）が設置されており、共に現在の利用定員により量の見込みを確保できる状況となっています。

量の見込みのうち、約3分の1程度が幼児期の学校教育を希望する2号認定であることを踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置の促進を図ります。

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域					
量の見込み (a)	4,239	4,146	4,054	3,932	3,825
1号認定	3,020	2,955	2,889	2,802	2,726
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	1,219	1,191	1,165	1,130	1,099
確保の内容 (b)	5,273	5,273	5,273	5,273	5,273
過不足 (b-a)	1,034	1,127	1,219	1,341	1,448
A提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み (a)	2,824	2,740	2,645	2,552	2,464
1号認定	2,058	1,997	1,927	1,859	1,795
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	766	743	718	693	669
確保の内容 (b)	3,798	3,798	3,798	3,798	3,798
過不足 (b-a)	974	1,058	1,153	1,246	1,334
B提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み (a)	1,415	1,406	1,409	1,380	1,361
1号認定	962	958	962	943	931
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	453	448	447	437	430
確保の内容 (b)	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
過不足 (b-a)	60	69	66	95	114

1112 2号認定(保育利用)【新規】【保育課】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めます。
また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
提供体制充足区域数	平成 27 年度	12 区域	12 区域 (全区域)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

12の全ての提供区域で、量の見込みを確保できる提供体制となっています。
今後も利用希望者の動向を注視しながら、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域					
量の見込み (a)	5,139	5,033	4,931	4,785	4,663
確保の内容 (b)	6,087	6,087	6,087	6,087	6,087
過不足 (b-a)	948	1,054	1,156	1,302	1,424
①提供区域 (第一、第二、第四、芋井)					
量の見込み (a)	251	243	235	226	218
確保の内容 (b)	274	274	274	274	274
過不足 (b-a)	23	31	39	48	56
②提供区域 (第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)					
量の見込み (a)	1,266	1,227	1,185	1,143	1,104
確保の内容 (b)	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
過不足 (b-a)	256	295	337	379	418
③提供区域 (第五、芹田、安茂里、小田切、七二会)					
量の見込み (a)	570	553	534	515	497
確保の内容 (b)	775	775	775	775	775
過不足 (b-a)	205	222	241	260	278

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	541	524	506	488	472
確保の内容（b）	559	559	559	559	559
過不足（b-a）	18	35	53	71	87
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	1,771	1,769	1,778	1,747	1,728
確保の内容（b）	1,919	1,919	1,919	1,919	1,919
過不足（b-a）	148	150	141	172	191
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	220	214	206	199	192
確保の内容（b）	301	301	301	301	301
過不足（b-a）	81	87	95	102	109
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	213	206	199	191	185
確保の内容（b）	300	300	300	300	300
過不足（b-a）	87	94	101	109	115
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	177	171	166	160	154
確保の内容（b）	216	216	216	216	216
過不足（b-a）	39	45	50	56	62
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	48	46	45	42	42
確保の内容（b）	56	56	56	56	56
過不足（b-a）	8	10	11	14	14
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	15	14	13	12	12
確保の内容（b）	52	52	52	52	52
過不足（b-a）	37	38	39	40	40
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	48	47	46	45	42
確保の内容（b）	87	87	87	87	87
過不足（b-a）	39	40	41	42	45
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	19	19	18	17	17
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	7	7	8	9	9

1113 3号認定(0歳)【新規】【保育課】

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めます。
また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。
- 満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
提供体制充足区域数	平成 27 年度	8 区域	12 区域 (全区域)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合^(※)を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(※)「利用したい事業」の中に「幼稚園」が含まれている回答については、3歳以降の利用を想定していると仮定し、3号認定のニーズには含めずに量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

12提供区域のうち、平成27年度時点で利用定員が量の見込みに達していない区域は4区域となっており、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより確保を図ります。

他の8区域は量の見込みを確保できる利用定員となっていますが、今後も利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域					
量の見込み (a)	564	547	535	521	507
確保の内容 (b)	581	597	610	610	610
過不足 (b-a)	17	50	75	89	103
①提供区域 (第一、第二、第四、芋井)					
量の見込み (a)	19	18	17	17	16
確保の内容 (b)	30	30	30	30	30
過不足 (b-a)	11	12	13	13	14
②提供区域 (第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)					
量の見込み (a)	160	154	149	145	141
確保の内容 (b)	148	149	149	149	149
過不足 (b-a)	△12	△5	0	4	8

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	77	74	72	69	68
確保の内容（b）	84	84	84	84	84
過不足（b-a）	7	10	12	15	16
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	79	76	74	72	70
確保の内容（b）	53	64	74	74	74
過不足（b-a）	△26	△12	0	2	4
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	186	183	181	178	174
確保の内容（b）	176	179	181	181	181
過不足（b-a）	△10	△4	0	3	7
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	13	13	13	12	12
確保の内容（b）	26	26	26	26	26
過不足（b-a）	13	13	13	14	14
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	10	10	10	9	9
確保の内容（b）	21	21	21	21	21
過不足（b-a）	11	11	11	12	12
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	12	11	11	11	10
確保の内容（b）	24	24	24	24	24
過不足（b-a）	12	13	13	13	14
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	5	5	5	5	4
確保の内容（b）	3	4	5	5	5
過不足（b-a）	△2	△1	0	0	1
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	1	1	1	1	1
確保の内容（b）	1	1	1	1	1
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	12	12	12	12	12
過不足（b-a）	12	12	12	12	12
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	2	2	2	2	2
確保の内容（b）	3	3	3	3	3
過不足（b-a）	1	1	1	1	1

1114 3号認定(1・2歳)(新規)(保育課)

- 各年度における長野市全域及び各教育・保育提供区域について、地域のニーズに応じた認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定めます。
また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。
- 満3歳未満の子どもにおける保育需要の高まりを受け、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度における量の見込みを設定することにより、適正な提供体制の確保を図ります。

指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
提供体制充足区域数	平成 27 年度	7 区域	12 区域 (全区域)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の1、2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合^(※)を推計児童数に乗じて算出しています。

(※)「利用したい事業」の中に「幼稚園」が含まれている回答については、3歳以降の利用を想定していると仮定し、3号認定のニーズには含めずに量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

12提供区域のうち、平成27年度時点で利用定員が量の見込みに達していない区域は5区域となっており、当該区分における利用定員の拡大を促すことなどにより確保を図ります。

他の7区域は、量の見込みを確保できる利用定員となっていますが、今後も、利用希望者の動向を注視しつつ、年度途中の入所希望も含めた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域					
量の見込み (a)	2,401	2,333	2,272	2,210	2,152
確保の内容 (b)	2,397	2,434	2,469	2,469	2,469
過不足 (b-a)	△4	101	197	259	317
①提供区域(第一、第二、第四、芋井)					
量の見込み (a)	73	71	68	66	64
確保の内容 (b)	106	106	106	106	106
過不足 (b-a)	33	35	38	40	42
②提供区域(第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽)					
量の見込み (a)	735	709	685	662	641
確保の内容 (b)	678	682	685	685	685
過不足 (b-a)	△57	△27	0	23	44

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	270	260	251	243	235
確保の内容（b）	330	330	330	330	330
過不足（b-a）	60	70	79	87	95
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	272	262	253	245	237
確保の内容（b）	213	233	253	253	253
過不足（b-a）	△59	△29	0	8	16
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	726	719	712	702	691
確保の内容（b）	733	733	733	733	733
過不足（b-a）	7	14	21	31	42
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	86	82	80	77	75
確保の内容（b）	108	108	108	108	108
過不足（b-a）	22	26	28	31	33
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	105	101	97	94	92
確保の内容（b）	114	114	114	114	114
過不足（b-a）	9	13	17	20	22
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	83	81	78	75	73
確保の内容（b）	60	69	78	78	78
過不足（b-a）	△23	△12	0	3	5
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	12	11	11	11	10
確保の内容（b）	11	11	11	11	11
過不足（b-a）	△1	0	0	0	1
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	7	7	7	7	7
確保の内容（b）	7	7	7	7	7
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	18	17	17	16	16
確保の内容（b）	31	31	31	31	31
過不足（b-a）	13	14	14	15	15
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	14	13	13	12	11
確保の内容（b）	6	10	13	13	13
過不足（b-a）	△8	△3	0	1	2

なお、計画期間の各年度における満3歳未満の子ども(3号認定の子ども)の想定保育利用率¹²は、以下のとおりです。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	32.9%	34.4%	35.9%	36.9%	37.8%

1-1-2 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。
- 産後休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。

【個別事業】

1121 産休・育休明け入所予約制度【新規】【保育課】

- ・ 産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、保育所の入所申込みについて予約制度を取り入れることにより、職場復帰への不安を解消します。

1122 保育士資格保有者の活用【新規】【保育課】

- ・ ハローワーク及び保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うため、就労条件等を含めた処遇改善を図るとともに、保育現場就労に向けた研修や職場体験(実習)の機会を設けます。

¹² 保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合
 保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数 / 満3歳未満の子どもの数全体

2 教育・保育の一体的提供の推進

施策推進の背景と課題

長野市には、幼保連携型認定こども園が6園(私立)、幼稚園型認定こども園が1園(私立)、保育所型認定こども園が1園(公立)あります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できる施設であることから、今後も、施設・事業者等の意向を尊重しつつ、利用者のニーズに応じて、設置を促進していく必要があります。

乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握した上で、一人一人の子どもの状況に応じた教育・養育支援につなげていくことが求められます。

長野市では、「幼保小連携会議」を設置し、小学校への接続を見通した連携体制の強化やカリキュラム¹³の作成に取り組んでおり、引き続き、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて推進を図る必要があります。

施策の展開

1-2-1 認定こども園の整備促進

- 市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。
- 幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。

【個別事業】

1211 認定こども園整備促進【新規】【保育課】

- ・ 就学前の子どもに関する教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の設置が促進されるよう支援します。

指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
幼保連携型認定こども園数	平成 25 年度	4 園	10 園

¹³ カリキュラム：学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画、教育課程

1-2-2 発達連続性を踏まえた関係機関の連携促進

- 幼稚園、保育所及び小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。
- 幼児期の教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、全ての幼稚園、保育所及び小学校で共通した考え方に基づいた実践活動を行います。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を利用しない家庭も含めた全ての子どもと保護者に対する支援について、関係機関と幼稚園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します（0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携）。

【個別事業】

1221 幼保小連携会議【学校教育課・保育課】

- ・ 幼稚園及び保育所並びに長野市立小学校が相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育と小学校における教育の円滑な接続を図ります。
- ・ 小学校との円滑な接続の機会拡充のための人員体制の確保を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
幼保小連携接続カリキュラム 実施小学校数 実施幼稚園、保育所数	平成25年度	7校 7施設	54校 70施設

1222 こども広場運営【保育課】

- ・ 気軽に親子の交流や子育て相談ができるこども広場において、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
こども広場の数	平成25年度	2施設	2施設

1223 地域子育て支援センター運営【保育課】

- ・ 複数の保育所に併設されている地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	平成25年度	6か所 6か所 3か所	18か所

1224 おひさま広場運営【保育課】

- ・ 園開放や講演会・講習等を通じて、幼稚園教諭・保育士や在園児との交流を深めるとともに、地域の教育・保育及び子育て支援サービスの情報提供を行います。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
おひさま広場実施園数	平成 25 年度	92 園	114 園 (全園)

3 教育・保育施設の質の向上

施策推進の背景と課題

子ども・子育て支援法では、「支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としており、教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていくこととしています。

教育・保育の提供に当たっては、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに施設・事業者に対して、適切な指導監督、評価等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。

また、障害児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう専門的な対応が可能な体制の強化を図る必要があります。

施策の展開

1-3-1 職員配置の充実

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
- 一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験者等に対し必要な研修を行い、保育士をサポートする人材の養成を図ります。
- 障害児等特別な支援が必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。

【個別事業】

1311 教育・保育施設等の運営基準の設定【新規】【保育課】

- ・ 国基準を上回る教育・保育施設の運営基準を設定する等により、手厚い職員配置の確保に努めます。

1312 子育て支援員の育成・確保【新規】【保育課】

- ・ 育児経験豊かな主婦等を主な対象に、子ども・子育て支援事業等に実際に従事するための必要な研修・講習を行い、研修をした者を「子育て支援員(仮称)」として市が認定します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
子育て支援員(仮称)認定数	—	—	100 人

1313 保育士資格保有者の活用【新規】【保育課】【再掲】

- ・ ハローワーク及び保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うため、就労条件等を含めた処遇改善を図るとともに、保育現場就労に向けた研修や職場体験(実習)の機会を設けます。

1-3-2 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。
- 教育・保育施設等職員の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、教育・保育施設等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、専門性の向上に向けた取組を促進します。
- 職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。

【個別事業】

1321 職員研修の促進【保育課】

- ・ 長野市保育士研修計画に基づき、「専門的な知識・技術」を習得するための研修に取り組みます。
- ・ 幼稚園・公私立保育所職員合同研修を企画立案するとともに、未満児・障害児研修等職場外研修を開催します。
- ・ 私立施設職員の研修の充実を図るため、公定価格¹⁴の質の改善に組み込まれている以上の支援を検討します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
研修会開催数	平成 25 年度	48 回	48 回

1322 園の自己評価の促進【保育課】

- ・ 長野県福祉サービス第三者評価基準をもとに、公立保育所運営の自己評価を行います。
- ・ 評価園を選定し、内部評価委員による評価を行い、園の質の向上に取り組みます。
- ・ 私立施設については、質の向上に取り組む一環として、第三者評価の受審等の働きかけを行います。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
教育・保育施設の自己評価実施園数	平成 25 年度	35 園	62 園

¹⁴ 公定価格：政府によって決定される価格。ここでは、子ども・子育て支援新制度において、市町村の確認を受けた施設・事業の利用にかかる国が定めた基準により算定した費用のこと。

1323 職員処遇改善事業【保育課】

- ・ 公定価格に基づく職員処遇改善を図るとともに、公立保育所嘱託保育士等の賃金を含めた処遇改善にも取り組みます。

1-3-3 障害児等の受入体制の強化

- 幼稚園及び保育所において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。
- 教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。
- 自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。

【個別事業】

1331 障害児保育事業【保育課】

- ・ 研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上や加配等を図るとともに、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
障害児研修受講者数	平成25年度	280人	356人

1332 教育・保育施設の施設訪問【子育て支援課・保育課】

- ・ 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	平成25年度	468人	1,710人

第6章

子育て支援の充実

基本目標2

1 子ども・子育て支援事業の充実

施策推進の背景と課題

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うためには、その中核を担う教育・保育施設等の充実と併せて、地域における質の高い子ども・子育て支援機能の維持・確保が必要です。

特に、満3歳未満の子どもを持つ子育て家庭や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細かな支援は、子育て家庭の不安の解消や虐待防止にもつながります。

また、「小1の壁」ともいわれる就学後の放課後や長期休暇中の子どもの居場所について、放課後子ども総合プラン施設へのニーズが高く、その拡充を進める必要があります。

国が定める基本的な指針では、地域子ども・子育て支援事業について、市町村は、子ども・子育て支援に係る利用状況や利用希望を把握・分析し、推計する量の見込みに対応した提供体制の確保と実施時期を定めることとしています。

長野市においても、ニーズ調査等の結果を踏まえ、地域の実情に応じた提供体制の確保をするとともに、多子世帯の保育料軽減、福祉医療費給付の継続その他の各種支援の充実を図る必要があります。

施策の展開

2-1-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

○計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

○幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

2111 利用者支援事業【新規】【保育課】

- ・ 市内2か所のこども広場において、多世代間交流の促進及び地域のボランティア団体との協働並びに教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
利用施設数	—	—	2施設

【量の見込みの考え方】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の情報提供、相談・助言等を行うことを踏まえて設定します。

【確保方策の考え方】

現在は、こども広場(「じゃん・けん・ぽん」と「このゆびとまれ」)がその役割を果たしていることから、当面、2施設で対応をまいります。

【単位：か所】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域					
量の見込み (a)	2	2	2	2	2
確保の内容 (b)	0	1	2	2	2
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

2112 延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》【保育課】

- 公立保育所(運営委託園を含まない。)については、延長保育事業を指定した園(指定園6園)において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ11時間開所を超える延長保育を実施しています。

また、2園(公立保育園1園、私立保育園1園)で日曜日等の休日保育を実施しています。

引き続き時間外保育に取り組むことにより、保育提供区域ごとに量の見込みを確保していきます。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施園数	平成26年度	53園	54園

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

公立保育所(運営委託を含まない。)指定園(6園)及び全ての私立保育所において、引き続き時間外保育に取り組むことにより、保育提供区域ごとに量の見込みの確保を図ります。

【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域					
量の見込み (a)	1,872	1,812	1,750	1,691	1,636
確保の内容 (b)	1,872	1,812	1,750	1,691	1,636
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	64	62	60	58	56
確保の内容（b）	64	62	60	58	56
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	608	588	568	549	531
確保の内容（b）	608	588	568	549	531
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	337	326	315	304	295
確保の内容（b）	337	326	315	304	295
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	176	170	164	159	154
確保の内容（b）	176	170	164	159	154
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	563	545	526	509	492
確保の内容（b）	563	545	526	509	492
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	37	36	35	33	32
確保の内容（b）	37	36	35	33	32
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	54	53	51	49	47
確保の内容（b）	54	53	51	49	47
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	20	20	19	18	18
確保の内容（b）	20	20	19	18	18
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	7	6	6	6	6
確保の内容（b）	7	6	6	6	6
過不足（b－a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	6	6	6	6	5
確保の内容（b）	6	6	6	6	5
過不足（b－a）	0	0	0	0	0

2113 放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》【こども政策課】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての児童（小学校に就学している児童。以下同じ。）が安全・安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を着実に推進します。

なお、当該推進に当たっては、効果的・効率的な取組となるよう次の事項を踏まえたものとします。

- (1) 全ての児童に対する放課後等の居場所の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、全小学校区に整備することを目指すもの
- (2) 一体型¹⁵の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、18 か所整備することを目指すもの
- (3) 放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すもの
- (4) 全ての小学校区における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した実施及び共通プログラムの策定
 - ・ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターによる一体的又は連携した活動プログラムの実施に当たり、当該内容・実施日等を検討できるよう、校区毎の定期的な打合せの場を設けるもの
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用
 - ・ 推進委員会等において、各小学校区の余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画等を決定・公表するもの
 - ・ 事業の実施に当たり、教育委員会とこども未来部が連携を図り、各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すもの

¹⁵一体型：全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開館時間の延長の拡充

- ・ 平成31年度までに、現在実施している開館時間延長制度について、利用者ニーズに対応した制度になるよう努めるもの

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成27年度	5か所	18か所
提供体制充足区域数	平成27年度	32区域	55区域 (全区域)

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間を「放課後子ども総合プラン施設」で過ごさせたいと回答した人の割合を推計児童数（小学生）に乗じて算出します。

【確保方策の考え方】

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を計画的に進め、量の見込みの確保に努めます。

【単位：人】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全域	量の見込み(a)	10,334	10,179	10,089	9,990	9,790
	(留守家庭児童)	7,900	7,823	7,773	7,688	7,518
	(希望児童)	2,434	2,356	2,316	2,302	2,272
	確保の内容(b)	9,150	9,602	10,161	10,937	11,727
	過不足(b-a)	△1,184	△577	72	947	1,937

※ 過不足欄中、確保の内容が「留守家庭児童」を充足している場合には網掛け表示

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
城山	量の見込み(a)	245	237	235	231	227
	(留守家庭児童)	189	180	182	176	174
	(希望児童)	56	57	53	55	53
	確保の内容(b)	199	199	234	234	234
	過不足(b-a)	△46	△38	△1	3	7
鍋屋田	量の見込み(a)	161	155	157	154	157
	(留守家庭児童)	121	124	122	119	118
	(希望児童)	40	31	35	35	39
	確保の内容(b)	146	146	181	181	181
	過不足(b-a)	△15	△9	24	27	24
加茂	量の見込み(a)	137	137	127	121	117
	(留守家庭児童)	92	99	102	103	96
	(希望児童)	45	38	25	18	21
	確保の内容(b)	117	117	155	155	155
	過不足(b-a)	△20	△20	28	34	38

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
山王	量の見込み (a)	140	140	149	147	156
	(留守家庭児童)	103	107	115	117	122
	(希望児童)	37	33	34	30	34
	確保の内容 (b)	111	111	181	181	181
	過不足 (b-a)	△29	△29	32	34	25
芹田	量の見込み (a)	358	365	359	364	365
	(留守家庭児童)	270	277	278	280	289
	(希望児童)	88	88	81	84	76
	確保の内容 (b)	230	230	280	315	385
	過不足 (b-a)	△128	△135	△79	△49	20
古牧	量の見込み (a)	333	344	352	370	379
	(留守家庭児童)	256	264	271	284	290
	(希望児童)	77	80	81	86	89
	確保の内容 (b)	197	232	302	382	382
	過不足 (b-a)	△136	△112	△50	12	3
緑ヶ丘	量の見込み (a)	308	304	308	317	330
	(留守家庭児童)	236	233	237	243	253
	(希望児童)	72	71	71	74	77
	確保の内容 (b)	223	223	258	258	338
	過不足 (b-a)	△85	△81	△50	△59	8
三輪	量の見込み (a)	216	214	219	217	212
	(留守家庭児童)	165	165	168	166	163
	(希望児童)	51	49	51	51	49
	確保の内容 (b)	200	200	200	215	215
	過不足 (b-a)	△16	△14	△19	△2	3
吉田	量の見込み (a)	391	382	389	377	360
	(留守家庭児童)	299	294	298	289	275
	(希望児童)	92	88	91	88	85
	確保の内容 (b)	117	294	329	329	364
	過不足 (b-a)	△274	△88	△60	△48	4
裾花	量の見込み (a)	344	326	309	296	287
	(留守家庭児童)	264	250	237	227	220
	(希望児童)	80	76	72	69	67
	確保の内容 (b)	238	273	273	273	308
	過不足 (b-a)	△106	△53	△36	△23	21
城東	量の見込み (a)	190	179	164	161	152
	(留守家庭児童)	146	137	126	124	117
	(希望児童)	44	42	38	37	35
	確保の内容 (b)	206	206	206	206	206
	過不足 (b-a)	16	27	42	45	54

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
湯谷	量の見込み (a)	313	293	279	274	258
	(留守家庭児童)	240	225	214	210	198
	(希望児童)	73	68	65	64	60
	確保の内容 (b)	240	240	240	240	275
	過不足 (b-a)	△73	△53	△39	△34	17
南部	量の見込み (a)	312	316	323	327	318
	(留守家庭児童)	240	242	248	252	244
	(希望児童)	72	74	75	75	74
	確保の内容 (b)	256	256	256	336	336
	過不足 (b-a)	△56	△60	△67	9	18
大豆島	量の見込み (a)	484	488	486	491	470
	(留守家庭児童)	377	376	371	368	367
	(希望児童)	107	112	115	123	103
	確保の内容 (b)	454	454	454	454	489
	過不足 (b-a)	△30	△34	△32	△37	19
朝陽	量の見込み (a)	368	373	376	385	383
	(留守家庭児童)	282	286	289	295	293
	(希望児童)	86	87	87	90	90
	確保の内容 (b)	230	230	334	334	414
	過不足 (b-a)	△138	△143	△42	△51	31
柳原	量の見込み (a)	236	241	249	249	255
	(留守家庭児童)	181	186	187	193	199
	(希望児童)	55	55	62	56	56
	確保の内容 (b)	186	186	221	221	256
	過不足 (b-a)	△50	△55	△28	△28	1
長沼	量の見込み (a)	47	47	47	48	44
	(留守家庭児童)	36	36	37	37	34
	(希望児童)	11	11	10	11	10
	確保の内容 (b)	110	110	110	110	110
	過不足 (b-a)	63	63	63	62	66
古里	量の見込み (a)	310	306	303	296	304
	(留守家庭児童)	238	235	232	227	233
	(希望児童)	72	71	71	69	71
	確保の内容 (b)	247	247	247	282	317
	過不足 (b-a)	△63	△59	△56	△14	13
若槻	量の見込み (a)	207	197	194	194	193
	(留守家庭児童)	159	152	148	149	148
	(希望児童)	48	45	46	45	45
	確保の内容 (b)	176	176	176	176	211
	過不足 (b-a)	△31	△21	△18	△18	18

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
徳間	量の見込み (a)	296	287	287	281	272
	(留守家庭児童)	227	220	221	215	209
	(希望児童)	69	67	66	66	63
	確保の内容 (b)	256	256	256	256	291
	過不足 (b-a)	△40	△31	△31	△25	19
浅川	量の見込み (a)	156	159	154	150	140
	(留守家庭児童)	120	122	118	115	107
	(希望児童)	36	37	36	35	33
	確保の内容 (b)	261	261	261	261	261
	過不足 (b-a)	105	102	107	111	121
芋井	量の見込み (a)	10	11	12	11	10
	(留守家庭児童)	8	8	10	8	8
	(希望児童)	2	3	2	3	2
	確保の内容 (b)	142	142	142	142	142
	過不足 (b-a)	132	131	130	131	132
安茂里	量の見込み (a)	205	192	200	190	191
	(留守家庭児童)	158	148	157	148	144
	(希望児童)	47	44	43	42	47
	確保の内容 (b)	140	180	180	180	205
	過不足 (b-a)	△65	△12	△20	△10	14
松ヶ丘	量の見込み (a)	150	153	149	141	135
	(留守家庭児童)	114	115	116	109	107
	(希望児童)	36	38	33	32	28
	確保の内容 (b)	140	140	157	157	157
	過不足 (b-a)	△10	△13	8	16	22
通明	量の見込み (a)	320	320	322	335	320
	(留守家庭児童)	246	246	247	257	245
	(希望児童)	74	74	75	78	75
	確保の内容 (b)	306	306	306	306	341
	過不足 (b-a)	△14	△14	△16	△29	21
篠ノ井東	量の見込み (a)	224	243	255	283	314
	(留守家庭児童)	182	209	207	210	213
	(希望児童)	42	34	48	73	101
	確保の内容 (b)	180	214	214	334	334
	過不足 (b-a)	△44	△29	△41	51	20
篠ノ井西	量の見込み (a)	447	432	418	397	385
	(留守家庭児童)	338	332	322	306	296
	(希望児童)	109	100	96	91	89
	確保の内容 (b)	338	338	338	338	408
	過不足 (b-a)	△109	△94	△80	△59	23

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
共和	量の見込み (a)	224	226	230	223	221
	(留守家庭児童)	169	172	174	175	173
	(希望児童)	55	54	56	48	48
	確保の内容 (b)	200	200	200	200	280
	過不足 (b-a)	△24	△26	△30	△23	59
信里	量の見込み (a)	27	23	21	20	16
	(留守家庭児童)	21	18	16	16	12
	(希望児童)	6	5	5	4	4
	確保の内容 (b)	30	30	30	30	30
	過不足 (b-a)	3	7	9	10	14
塩崎	量の見込み (a)	141	135	131	130	124
	(留守家庭児童)	108	104	101	100	94
	(希望児童)	33	31	30	30	30
	確保の内容 (b)	164	164	164	164	164
	過不足 (b-a)	23	29	33	34	40
松代	量の見込み (a)	160	157	140	141	130
	(留守家庭児童)	119	119	110	110	102
	(希望児童)	41	38	30	31	28
	確保の内容 (b)	120	120	120	228	228
	過不足 (b-a)	△40	△37	△20	87	98
清野	量の見込み (a)	23	25	23	23	22
	(留守家庭児童)	18	19	18	18	18
	(希望児童)	5	6	5	5	4
	確保の内容 (b)	45	45	45	45	45
	過不足 (b-a)	22	20	22	22	23
西条	量の見込み (a)	33	32	31	36	35
	(留守家庭児童)	26	24	24	27	27
	(希望児童)	7	8	7	9	8
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b-a)	27	28	29	24	25
豊栄	量の見込み (a)	32	32	33	31	33
	(留守家庭児童)	25	24	26	24	26
	(希望児童)	7	8	7	7	7
	確保の内容 (b)	97	97	97	97	97
	過不足 (b-a)	65	65	64	66	64
東条	量の見込み (a)	92	90	83	76	69
	(留守家庭児童)	70	69	64	58	53
	(希望児童)	22	21	19	18	16
	確保の内容 (b)	223	223	223	223	223
	過不足 (b-a)	131	133	140	147	154

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
寺尾	量の見込み (a)	56	50	49	45	39
	(留守家庭児童)	43	39	37	35	31
	(希望児童)	13	11	12	10	8
	確保の内容 (b)	101	101	101	101	101
	過不足 (b-a)	45	51	52	56	62
綿内	量の見込み (a)	207	191	181	165	147
	(留守家庭児童)	159	147	139	126	112
	(希望児童)	48	44	42	39	35
	確保の内容 (b)	160	160	160	160	160
	過不足 (b-a)	△47	△31	△21	△5	13
川田	量の見込み (a)	74	74	73	68	63
	(留守家庭児童)	57	57	56	52	49
	(希望児童)	17	17	17	16	14
	確保の内容 (b)	74	74	74	74	74
	過不足 (b-a)	0	0	1	6	11
保科	量の見込み (a)	60	57	56	54	53
	(留守家庭児童)	46	44	43	41	41
	(希望児童)	14	13	13	13	12
	確保の内容 (b)	93	93	93	93	93
	過不足 (b-a)	33	36	37	39	40
昭和	量の見込み (a)	351	347	332	327	315
	(留守家庭児童)	269	265	255	252	242
	(希望児童)	82	82	77	75	73
	確保の内容 (b)	217	313	313	313	348
	過不足 (b-a)	△134	△34	△19	△14	33
川中島	量の見込み (a)	298	296	296	283	269
	(留守家庭児童)	228	227	227	218	206
	(希望児童)	70	69	69	65	63
	確保の内容 (b)	236	236	236	271	271
	過不足 (b-a)	△62	△60	△60	△12	2
青木島	量の見込み (a)	278	260	259	260	253
	(留守家庭児童)	213	199	200	200	195
	(希望児童)	65	61	59	60	58
	確保の内容 (b)	240	240	240	297	297
	過不足 (b-a)	△38	△20	△19	37	44
下氷鮑	量の見込み (a)	372	381	383	389	376
	(留守家庭児童)	285	292	293	299	288
	(希望児童)	87	89	90	90	88
	確保の内容 (b)	240	275	310	390	390
	過不足 (b-a)	△132	△106	△73	1	14

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
三本柳	量の見込み (a)	374	366	365	368	374
	(留守家庭児童)	287	281	280	283	286
	(希望児童)	87	85	85	85	88
	確保の内容 (b)	333	333	333	368	403
	過不足 (b-a)	△41	△33	△32	0	29
真島	量の見込み (a)	85	82	78	71	66
	(留守家庭児童)	63	63	62	56	51
	(希望児童)	22	19	16	15	15
	確保の内容 (b)	160	160	160	160	160
	過不足 (b-a)	75	78	82	89	94
七二会	量の見込み (a)	26	24	21	19	15
	(留守家庭児童)	20	18	16	15	11
	(希望児童)	6	6	5	4	4
	確保の内容 (b)	64	64	64	64	64
	過不足 (b-a)	38	40	43	45	49
信田	量の見込み (a)	13	13	13	12	11
	(留守家庭児童)	10	10	10	10	8
	(希望児童)	3	3	3	2	3
	確保の内容 (b)	75	75	75	75	75
	過不足 (b-a)	62	62	62	63	64
更府	量の見込み (a)	10	8	7	8	6
	(留守家庭児童)	8	6	6	6	5
	(希望児童)	2	2	1	2	1
	確保の内容 (b)	55	55	55	55	55
	過不足 (b-a)	45	47	48	47	49
豊野西	量の見込み (a)	186	181	181	172	167
	(留守家庭児童)	138	135	140	138	131
	(希望児童)	48	46	41	34	36
	確保の内容 (b)	140	140	140	218	218
	過不足 (b-a)	△46	△41	△41	46	51
豊野東	量の見込み (a)	110	108	106	103	104
	(留守家庭児童)	82	84	82	81	80
	(希望児童)	28	24	24	22	24
	確保の内容 (b)	90	90	90	108	108
	過不足 (b-a)	△20	△18	△16	5	4
戸隠	量の見込み (a)	79	73	76	68	63
	(留守家庭児童)	61	56	58	52	49
	(希望児童)	18	17	18	16	14
	確保の内容 (b)	79	79	79	79	79
	過不足 (b-a)	0	6	3	11	16

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鬼無里	量の見込み (a)	16	13	13	13	13
	(留守家庭児童)	13	10	10	10	10
	(希望児童)	3	3	3	3	3
	確保の内容 (b)	38	38	38	38	38
	過不足 (b-a)	22	25	25	25	25
大岡	量の見込み (a)	10	7	6	4	2
	(留守家庭児童)	8	6	5	3	2
	(希望児童)	2	1	1	1	0
	確保の内容 (b)	26	26	26	26	26
	過不足 (b-a)	16	19	20	22	24
信州新町	量の見込み (a)	58	57	50	45	44
	(留守家庭児童)	44	44	38	34	34
	(希望児童)	14	13	12	11	10
	確保の内容 (b)	84	84	84	84	84
	過不足 (b-a)	26	27	34	39	40
中条	量の見込み (a)	31	30	30	29	26
	(留守家庭児童)	23	23	23	22	20
	(希望児童)	8	7	7	7	6
	確保の内容 (b)	60	60	60	60	60
	過不足 (b-a)	29	30	30	31	34

2114 ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》【子育て支援課】

- ・ 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり、養育します。
また、保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設において一時的に預かり、養育します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成 25 年度	87 日	259 日

【量の見込みの考え方】

全ての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

現在、6か所の施設で実施をしており、引き続き取り組むことで、量の見込みを確保するとともに、今後も広報紙等によって周知に努め、利用を促進します。

【単位：件／年】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全 域	量の見込み (a)	0	0	0	0	0
	確保の内容 (b)	366	365	365	365	366
	過不足 (b-a)	366	365	365	365	366

2115 はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》【健康課】

- ・ 生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
訪問率	平成25年度	87.9%	100%

【量の見込みの考え方】

長野市将来人口推計に基づく出生数を、訪問対象家庭数として算出しています。

【確保方策の考え方】

保健所、保健センター等の保健師のほか、訪問事業を委託することにより、量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

【単位：件／年】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全 域	訪問対象家庭数	2,840	2,740	2,649	2,572	2,509
	確保の内容	訪問委託 保健師・助産師 18人 保健所・地区保健センター保健師 52人				

2116 養育支援訪問事業【子育て支援課・健康課】

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	平成25年度	100%	100%

【量の見込みの考え方】

これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

保健師等による養育に関する相談、指導及び助言並びにヘルパーによる乳幼児の保育、家事支援等を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

【単位：件／年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全 域	量の見込み (a)	302	292	282	274	267
	確保の内容 (b)	302	292	282	274	267
	過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

2117 **こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》**

【保育課】

- ・ 現在、2か所のこども広場及び15か所の地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場(市独自事業)において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施か所数			
こども広場		2か所	
地域子育て支援センター	平成 25 年度	15か所	20か所
「センター型」		(6か所)	
「小規模型」		(6か所)	
「相談・交流型」		(3か所)	

【量の見込みの考え方】

保育所等に通わない0～2歳(1・2・3号認定以外の子ども)で、「地域子育て支援拠点事業」を利用している又は今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人日／年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全 域	量の見込み (a)	145,922	140,832	136,073	131,663	127,866
	確保の内容 (b)	145,922	140,832	136,073	131,663	127,866
	過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

2118 一時預かり事業【保育課】

① 幼稚園に在園する園児の一時預かり

- ・ 現行の幼稚園における預かり保育と同様、認定こども園・幼稚園の1号認定子どもの園児を主な対象として、「施設型給付」を受ける幼稚園等を対象に、市が「一時預かり事業」を委託します。

【量の見込みの考え方】

1号認定による不定期利用数と2号認定による定期利用数を合算して算出します。

○1号認定による不定期利用

ア：1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した値

イ：現在「幼稚園」を利用している人で、一時預かりや保育所の預かり保育を利用している人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した値

○2号認定による定期利用

幼稚園利用者アンケートにおける一時預かり利用者の割合から、2号認定における一時預かり利用意向率を算出し、1人当たり平均利用日数を乗じて算出した値

【確保方策の考え方】

預かり保育を実施するとともに、新制度に移行する幼稚園（認定こども園を含む。）については、市から「一時預かり事業」を委託することにより、量の見込みを確保していきます。

【単位：人日／年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域					
量の見込み (a)	183,354	177,785	171,699	165,677	159,947
確保の内容 (b)	183,354	177,785	171,699	165,677	159,947
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0
A 提供区域（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条）					
量の見込み (a)	118,265	114,657	110,727	106,780	103,124
確保の内容 (b)	118,265	114,657	110,727	106,780	103,124
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
B 提供区域（篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町）					
量の見込み（a）	65,089	63,128	60,972	58,897	56,823
確保の内容（b）	65,089	63,128	60,972	58,897	56,823
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

② 上記以外

- ①以外で、保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等で一時的に預けることができるサービスの充実を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施か所数	平成 25 年度	11 か所	13 か所
延べ利用者数		12,616 人	14,000 人

【量の見込みの考え方】

保育所等を利用していない0～5歳（2・3号認定以外の子ども）で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出しています。

【確保方策の考え方】

これまでの実績を踏まえるとともに、指定園の拡大を図ることで、量の見込みを確保していきます。

【単位：人日／年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市全域					
量の見込み（a）	19,788	19,078	18,428	17,827	17,318
確保の内容（b）	19,788	19,078	18,428	17,827	17,318
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
①提供区域（第一、第二、第四、芋井）					
量の見込み（a）	1,311	1,265	1,219	1,180	1,144
確保の内容（b）	1,311	1,265	1,219	1,180	1,144
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
②提供区域（第三、古牧、三輪、吉田、柳原、大豆島、朝陽）					
量の見込み（a）	3,008	2,884	2,784	2,697	2,628
確保の内容（b）	3,008	2,884	2,784	2,697	2,628
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③提供区域（第五、芹田、安茂里、小田切、七二会）					
量の見込み（a）	2,648	2,547	2,464	2,385	2,328
確保の内容（b）	2,648	2,547	2,464	2,385	2,328
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
④提供区域（古里、浅川、若槻、長沼）					
量の見込み（a）	2,731	2,634	2,547	2,466	2,393
確保の内容（b）	2,731	2,634	2,547	2,466	2,393
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑤提供区域（篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡）					
量の見込み（a）	7,017	6,778	6,541	6,328	6,139
確保の内容（b）	7,017	6,778	6,541	6,328	6,139
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑥提供区域（松代）					
量の見込み（a）	1,468	1,418	1,373	1,326	1,285
確保の内容（b）	1,468	1,418	1,373	1,326	1,285
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑦提供区域（若穂）					
量の見込み（a）	704	681	656	632	615
確保の内容（b）	704	681	656	632	615
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑧提供区域（豊野）					
量の見込み（a）	406	391	378	363	351
確保の内容（b）	406	391	378	363	351
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑨提供区域（戸隠）					
量の見込み（a）	195	187	183	177	171
確保の内容（b）	195	187	183	177	171
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑩提供区域（鬼無里）					
量の見込み（a）	0	0	0	0	0
確保の内容（b）	0	0	0	0	0
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑪提供区域（信州新町）					
量の見込み（a）	127	123	119	115	112
確保の内容（b）	127	123	119	115	112
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
⑫提供区域（中条）					
量の見込み（a）	173	170	164	158	152
確保の内容（b）	173	170	164	158	152
過不足（b-a）	0	0	0	0	0

2119 病児・病後児保育事業《病児保育事業》【保育課】

- ・ 病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスの充実を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施か所数	平成 25 年度	1 か所 (病後児保育)	2 か所

【量の見込みの考え方】

共働き家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭で、日常的又は緊急時に子どもをみてもらえる親族がいない家庭の「0～5歳」であり、かつ、「子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応した人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人や「病児・病後児保育を利用した」、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合を推計児童数に乗じた値を利用した平均日数に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

長野市の南部に実施施設を1か所増設し、計2か所で量の見込みの確保を図ります。

【単位：人日／年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全 域	量の見込み (a)	2,352	2,275	2,198	2,124	2,056
	確保の内容 (b)	2,352	2,275	2,198	2,124	2,056
	過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

21110 ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》【保育課】

- ・ 子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
依頼会員数	平成 25 年度	1,475 人	1,500 人
提供会員数		334 人	370 人
両方会員数		121 人	200 人

【量の見込みの考え方】

共働き又は1年以内に共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

提供会員数及び両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。

【単位：人日／年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全 域	量の見込み (a)	20,644	20,280	20,020	19,864	19,396
	確保の内容 (b)	20,644	20,280	20,020	19,864	19,396
	過不足 (b-a)	0	0	0	0	0

21111 妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》【健康課】

- ・ 妊娠中の母親の健康状態、おなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診14回と合わせて血液検査5回、超音波検査4回を公費負担し、里帰り等、妊婦の状況に応じて、妊婦がどこでも健診が受けられるよう、長野県医師会との委託契約により、長野県内統一単価、統一内容により実施します。

【量の見込みの考え方】

受診票の交付人数実績に、長野市将来人口推計に基づく出生数の減少率を乗じて算出しています。

【確保方策の考え方】

長野県医師会との委託契約により実施します。

また、県外の医療機関については、償還払いにより実施することにより、量の見込みに対する受診体制を確保します。

【単位：人／年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込み	3,121	3,012	2,912	2,827	2,758
	確保の内容	県内全ての医療機関で実施 県外の医療機関については、申請により償還払いを実施				

2-1-2 経済的支援の充実

○多子世帯の保育料軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援の充実を図ります。

【個別事業】

2121 多子世帯の保育料軽減【新規】【保育課】

- ・ 第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減します（幼稚園又は認定こども園に通う3歳以上児（月額上限 6,000円補助）、保育所又は認定こども園に通う3歳未満児（無料。ただし、一定の所得を超える世帯については、月額上限 6,000円減額又は補助））。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
対象児童	—	—	第3子 以降

2122 福祉医療費給付事業【厚生課】

- ・ 小学校6年生までの児童に対して、医療機関等で支払った保険診療の自己負担分を給付する制度で、今後、市民のニーズ、県の動向等を踏まえつつ、対象範囲の拡大の検討を進めます。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
対象児童年齢	平成26年度	小学生以下	中学生以下

2123 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】【保育課】

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成に努めます。

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

施策推進の背景と課題

子どもは生まれながらにして自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力等を獲得していきます。

しかしながら、少子化による子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹の数も減少していることから、地域において異年齢の子どもを含めた多様な体験・交流活動機会の充実が求められます。

子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

長野市では、子育て家庭が積極的に地域の子育て支援活動に参加できるよう、サークル活動等の活性化と各種情報提供の充実に取り組んできた結果、子育てに関するサービスの内容がわからないとする保護者の割合が減少しました。

また、子育てサークル同士の交流会を実施することにより、子育て家庭同士の交流の輪を広げることに寄与しており、今後も全地区での実施を目指して取り組んでいきます。

一方、就学後の児童については、留守家庭の増加や不審者問題など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、放課後等に安心して遊ぶことのできる居場所づくりが喫緊の課題となっていることから、長野市版放課後子どもプランで推進してきた放課後児童クラブ及び放課後子供教室のより一体的・連携した取組を実施していくことが必要となります。

国においても、平成26年7月に放課後子ども総合プランを策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備を目指しており、これらを踏まえ、母親クラブなどの地域組織の育成や地域資源を生かした様々な交流・体験活動の機会の充実など、地域との連携を通じた子ども・子育て支援活動の一層の活性化を図る必要があります。

施策の展開

2-2-1 子育て支援ネットワークづくり

- 地域子育て支援センターをはじめ、様々な拠点において、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。
- 子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

【個別事業】

**2211 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》
【保育課】【再掲】**

- ・ 現在、2か所のこども広場及び15か所の地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場(市独自事業)において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施か所数 こども広場 地域子育て支援センター 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	平成25年度	2か所 15か所 (6か所) (6か所) (3か所)	20か所

2212 保育所地域活動事業【保育課】

- ・ 高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた事業活動を展開します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施園数	平成25年度	84園	86園 (全園)

2213 子育てガイドブックの作成【子育て支援課】

- ・ 妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関する情報誌として、「子育てガイドブック」を作成し、子育て相談や子どもの健康診査、保育園等入園手続きなど、子どもに関する総合的な情報サービスの充実を図ります。

2214 子育てサークル等のネットワーク化への支援【保育課】

- ・ 地域で活動している子育てサークル等を対象に、情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることにより、ネットワーク化を促進します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
交流会の開催地区数	平成25年度	16地区	32地区 (全地区)

2215 長野市子育て情報ホームページの作成充実【子育て支援課】

- ・ 長野市ホームページ内の「ながの子育て情報」に、子育てに関するサービスやお知らせなどを随時掲載するとともに、子育ての疑問に対するアドバイスなど、市民のニーズに応え、内容の充実を図るとともに、わかりやすい発信に努めます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
「ながの子育て情報」ページへのアクセス数	平成 25 年度	13,659 件	24,193 件

2-2-2

地域における子ども・子育て支援活動の活性化

○地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な活動を行う団体等の活性化を図ります。

○子どもが安心して過ごせる場所として、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする放課後子ども総合プランの拡充を図ります。

【個別事業】

2221 ファミリー・サポート・センター 《子育て援助活動支援事業》【保育課】【再掲】

- ・ 子育ての手助けが欲しい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
依頼会員数	平成 25 年度	1,475 人	1,500 人
提供会員数		334 人	370 人
両方会員数		121 人	200 人

2222 地域活動団体に対する活動支援【厚生課】

- ・ 地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報を集約し、必要な人と結び付ける体制整備を支援します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
地域福祉ワーカー設置地区数	平成 25 年度	28 地区	32 地区 (全地区)

2223 長野市子育てサークル活動支援【新規】【保育課】

- ・ 若い世帯が安心して子育てできる環境を整えるために、地域において仲間づくり、情報交換等を行う子育てサークルの活動を支援します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
子育てサークル活動支援団体数	—	—	40 団体

2224 児童育成地域組織に対する活動支援【こども政策課】

- ・ 家庭及び地域が一体となって、児童の健全育成を図るために、児童館・児童センターを拠点に地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動を支援します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
子育てサークル活動支援団体数	平成 26 年度	28 団体	42 団体

2225 ながの子育て家庭優待パスポート事業【子育て支援課】

- ・ 18 歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。また、長野市内の協賛店を掲載したパンフレットを合わせて配布します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
市内協賛店舗数	平成 25 年度	594 店舗	700 店舗

2226 放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》【こども政策課】【再掲】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての児童(小学校に就学している児童。以下同じ。)が安全・安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を着実に推進します。

なお、当該推進に当たっては、効果的・効率的な取組となるよう次の事項を踏まえたものとします。

(1) 全ての児童に対する放課後等の居場所の計画的な整備

- ・ 平成 31 年度までに、全小学校区に整備することを目指すもの

- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、18 か所整備することを目指すもの
- (3) 放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すもの
- (4) 全ての小学校区における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した実施及び共通プログラムの策定
 - ・ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターによる一体的又は連携した活動プログラムの実施に当たり、当該内容・実施日等を検討できるよう、校区毎の定期的な打合せの場を設けるもの
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用
 - ・ 推進委員会等において、各小学校区の余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画等を決定・公表するもの
 - ・ 事業の実施に当たり、教育委員会とこども未来部が連携を図り、各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すもの
- (6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開館時間の延長の拡充
 - ・ 平成 31 年度までに、現在実施している開館時間延長制度について、利用者ニーズに対応した制度になるよう努めるもの

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所
提供体制充足区域数	平成 27 年度	32 区域	55 区域 (全区域)

2227 職業体験機会の創出【学校教育課】

- ・ 中学校において、職場体験学習を通じて、就業意識の醸成を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
職場体験学習実施中学校数	平成 25 年度	24 校	24 校 (全校)

2228 乳幼児とふれあう機会の提供【保育課】

- ・ 乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
受け入れ保育所数	平成 25 年度	84 園	86 園 (全園)

基本施策 2-3

3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

施策推進の背景と課題

共働き家庭が増加し続けているなか、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるという理由により、出産・育児を機に離職する女性も少なくありません。

一方、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高く、父親の子育て参画に対する意識・意欲の高まりに対し、職場の環境整備が進んでいない状況がうかがえます。

長野市では、安心して子育てできる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んできましたが、厳しい経済状況等を背景に成果が上がらない状況となっています。

経済団体への出前講座や仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度など、企業に対する意識啓発と子育て家庭が働きやすい環境づくりの促進を図る必要があります。

また、延長保育や一時預かりなど、保護者の就労形態に応じた多様な保育の整備が進んでおらず、その整備促進が求められます。

小学校就学後についても、安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面し、保育サービスの拡充のみならず、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

施策の展開

2-3-1 働き方の見直しの促進

- 仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。
- 事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組に対し、支援・評価するしくみづくりを推進します。

【個別事業】

2311 経済団体等との連携による事業主への意識啓発【こども政策課】

- ・ 経済団体と連携し、事業所に対して出前講座を実施し、育児休業や介護休業制度等の周知を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
----	------	-----	---------------

ワーク・ライフ・バランスセミナー 参加者数	平成 25 年度	202 人	250 人
--------------------------	----------	-------	-------

2312 子育て雇用安定奨励金交付事業【産業政策課】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小企業者に対し、奨励金を交付し働き易い雇用環境づくりを支援します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
交付事業所数	平成 25 年度	3 事業所	3 事業所

2313 トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度【産業政策課】

- ・ 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
雇用者数	平成 25 年度	12 人	10 人

2314 仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度【契約課】

- ・ 従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組む企業を、入札制度において配慮していきます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
制度の見直し	平成 26 年度	実施	拡大

2-3-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立のため、潜在的ニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。
- 多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。

【個別事業】

2321 延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》【保育課】【再掲】

- ・ 公立保育所（運営委託園を含まない。）については、延長保育事業を指定した園（指定園6園）において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ11時間開所を超える延長保育を実施しています。
- また、2園（公立保育園1園、私立保育園1園）で日曜日等の休日保育を実施しています。
- 引き続き時間外保育に取り組むことにより、保育提供区域ごとに量の見込みを確保していきます。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施園数	平成26年度	53園	54園

2322 夜間保育事業【保育課】

- ・ 保護者の夜間の就労に対応するため、引き続き、夜間保育を実施します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施か所数	平成26年度	1か所	1か所

2323 病児・病後児保育事業《病児保育事業》【保育課】

- ・ 病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児（病児）又は回復期にある乳幼児（病後児）を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスの充実を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施か所数	平成25年度	1か所 (病後児保育)	2か所

2324 一時預かり事業(一般型・余裕活用型・訪問型)【保育課】【再掲】

- ・ 「施設型給付」を受ける幼稚園等以外で、保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭等による一時的に家庭での保育が困難な場合、又はリフレッシュ等により、保育所等で一時的に預けることができるサービスの充実を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施か所数	平成 25 年度	11 か所	13 か所
延べ利用者数	平成 25 年度	12,616 人	14,000 人

2325 ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》【子育て支援課】【再掲】

- ・ 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり、養育します。

また、保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設において一時的に預かり、養育します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成 25 年度	87 日	259 日

2326 放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》【こども政策課】【再掲】

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての児童（小学校に就学している児童。以下同じ。）が安全・安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を着実に推進します。

なお、当該推進に当たっては、効果的・効率的な取組となるよう次の事項を踏まえたものとします。

- (1) 全ての児童に対する放課後等の居場所の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、全小学校区に整備することを目指すもの
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、18 か所整備することを目指すもの
- (3) 放課後子供教室の計画的な整備
 - ・ 平成 31 年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すもの
- (4) 全ての小学校区における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した実施及び共通プログラムの策定
 - ・ 放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターによる一体的又は連携した活動プログラムの実施に当たり、当該内容・実施日等を検討できるよう、校区毎の定期的な打合せの場を設けるもの

- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用
- ・ 推進委員会等において、各小学校区の余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画等を決定・公表するもの
 - ・ 事業の実施に当たり、教育委員会とこども未来部が連携を図り、各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すもの
- (6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開館時間の延長の拡充
- ・ 平成31年度までに、現在実施している開館時間延長制度について、利用者ニーズに対応した制度になるよう努めるもの

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成27年度	5か所	18か所
提供体制充足区域数	平成27年度	32区域	55区域 (全区域)

第7章

基本目標3

専門的な支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実

施策推進の背景と課題

社会経済環境の変化に伴う子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、こうした状況の中で、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶ちません。

長野市では、児童虐待の防止に向け、関係機関による要保護児童対策協議会を開催するとともに、養育支援訪問の実施や児童関係者への児童虐待に関する研修を実施しています。

引き続き、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用しながら虐待予防に努めるとともに、関係機関との連携を強化しつつ、早期発見・早期対応につなげていくことが重要です。

特に、専門性を有する場合には、遅延なく児童相談所の対応を求めるほか、社会的養護施策と連携した取組を進めていくことが重要であり、それらとの連携・協力体制の強化を図っていく必要があります。

施策の展開

3-1-1 関係機関との連携及び相談体制の強化

- 児童相談所をはじめ、関係機関との連携を強化し、専門性や権限が必要な場合等の迅速かつ適切な対応につなげます。
また、要保護児童対策協議会の組織体制の充実を図るため、関係機関や民間団体など幅広い参加を得つつ、効果的な組織運営に努めます。
- 保健福祉担当部局をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。
- 虐待相談対応における組織的かつ適切なアセスメント¹⁶を確保するため、各関係機関との連携を密にし、情報共有を図るとともに、市職員の各種講習会等への参加により対応能力の向上を図ります。

【個別事業】

3111 長野市要保護児童対策協議会運営【子育て支援課】

- ・ 組織体制を充実し、県中央児童相談所、医師会、警察署等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実務担当者会議開催回数	平成25年度	7回	9回

¹⁶ アセスメント：査定、事前評価。ここでは、子どもや保護者、家庭等の状況を把握し、虐待のリスクや緊急度、必要な対応や支援等を検討すること。

3112 児童相談体制の充実【子育て支援課】

- ・ 虐待通報への対応、関係機関との連絡調整、個別ケースに対する状況把握等をより積極的に行うため、相談員の増員を検討します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
専門職の配置	平成 25 年度	未実施	実施
相談員数	平成 25 年度	2 人	3 人

3113 児童虐待に対する専門性の向上【子育て支援課】

- ・ 児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
児童委員・保育所・学校等への研修開催回数	平成 25 年度	1 回	3 回

3-1-2 虐待の発生予防、早期発見、早期対応

- 虐待の発生予防に向け、各種健診等の母子保健事業や医療機関、民生委員・児童委員等との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。
- こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。
- 市民、関係機関等に対し、児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声かけの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。

【個別事業】

3121 こども相談室【子育て支援課】

- ・ 0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
保護者、園等の支援者からの相談件数	平成 26 年度	360 件	660 件

3122 マタニティセミナー【健康課】

- ・ 妊娠・出産のための母体保護に関する知識の普及及び参加者同士のコミュニケーションの促進を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
参加者数（実人員）	平成 25 年度	563 人	660 人

3123 はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》【健康課】【再掲】

- ・ 生後 3 か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
訪問率	平成 25 年度	87.9%	100%

3124 養育支援訪問事業【子育て支援課・健康課】【再掲】

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	平成 25 年度	100%	100%

3125 乳幼児健康教室・講習会【健康課】

- ・ 母親同士の交流促進及び乳幼児期の発達チェックによる障害の早期発見を図ります。
- ・ フッ化物塗布、歯科検診・ブラッシング実技指導を体験することにより、正しい磨き方・食生活等むし歯予防・歯周病予防の習慣付けをします。
- ・ 離乳食の進め方を中心に乳幼児の栄養管理について知識の普及を図ります。

※ 7－8 か月健康教室

※ 2 歳児健康教室

※ 親子よい歯サポート教室

※ 離乳食講習会

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
・ 乳幼児健康教室参加率 (7－8 か月・2 歳児健康教室の参加率 の平均値)	平成 25 年度	75.0%	85.0%

・親子よい歯サポート教室参加者数	平成 25 年度	1,730 人	2,168 人
・離乳食講習会参加者数	平成 25 年度	2,366 人	2,300 人

3126 妊産婦・乳幼児健康相談【健康課】

- ・ 妊娠出産期から乳幼児期の健康や、育児に関することについて、相談を受け付けます。

3127 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》 【保育課】【再掲】

- ・ 現在、2か所のこども広場及び15か所の地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場(市独自事業)において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施か所数	平成 25 年度	2 か所	20 か所
こども広場		15 か所	
地域子育て支援センター		(6 か所)	
「センター型」		(6 か所)	
「小規模型」		(3 か所)	
「相談・交流型」			

3128 児童虐待防止法の周知【子育て支援課】

- ・ 市民が虐待について理解し、その疑いがある場合に通報してもらうため、市広報などを活用し周知を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
広報誌への掲載	平成 25 年度	年 2 回	年 2 回

3-1-3 社会的養護施策との連携

- 児童養護施設との連携により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。
- 里親制度¹⁷の充実を図るため、県と連携・協力しながら、里親支援に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の拡充を目指します。

【個別事業】

3131 母子生活支援施設の運営【子育て支援課】

- ・ 母子家庭の保護者及び子どもを入所させ、保護するとともに、自立促進のための生活指導や支援を行います。また、DV¹⁸被害など緊急一時的に避難が必要な母子を保護します。

3132 一時里親事業の実施【子育て支援課】

- ・ 家庭に恵まれない児童に対して里親会員が愛情と誠意をもって養育をすることで、家庭の雰囲気と接する機会として、年2回児童養護施設に入所している児童に対して行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
実施回数	平成25年度	年2回	年2回

¹⁷ 里親制度：何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度

¹⁸ DV：ドメスティック・バイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年では、DVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策推進の背景と課題

全国的には、これまで増加傾向にあった離婚件数、離婚率が平成 15 年以降減少傾向に転じているものの、厳しい社会経済状況等を背景に、ひとり親家庭は、特に就労において困難な状況に置かれていることから、ひとり親家庭への支援施策の見直しを行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう支援を図っています。

長野市では、ひとり親家庭の自立支援に向け、各種手当の支給等の経済的支援のほか、職業訓練や雇用促進等の就労支援、リフレッシュのための施策等に取り組んでいます。

しかしながら、平成 24 年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価に係るアンケート調査の結果をみると、ひとり親家庭にとって自立しやすい地域だと思うひとり親家庭は減少しており、ニーズを踏まえた更なる取組が必要です。

施策の展開

3-2-1 子育て・生活支援の充実

- 母子・父子自立支援員を設置し、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談指導を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、家事援助や身の回りの世話などの生活支援の充実を図ります。
- 学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられない状況にある児童に対して学習支援していく方策を検討します。

【個別事業】

3211 母子・父子自立支援員の設置【子育て支援課】

- ・ ひとり親家庭で、児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
自立支援員数	平成 26 年度	2 (1.5) 人	2 人

3212 **こども相談室【子育て支援課】【再掲】**

- ・ 0歳から18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
保護者、園等の支援者からの相談件数	平成26年度	360件	660件

3213 **保育所や放課後子ども総合プラン利用への配慮【新規】【保育課、こども政策課】**

- ・ 保育所や放課後児童クラブ・放課後子供教室の利用に際して優先的に利用できるよう配慮します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
受け入れ実施率	—	—	100%

3214 **ショートステイ・トワイライトステイ【子育て短期支援事業】【子育て支援課】【再掲】**

- ・ 保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において一定期間預かり、養育します。
また、保護者の仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合も、児童養護施設において一時的に預かり、養育します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成25年度	87日	259日

3215 **養育支援訪問事業【子育て支援課・健康課】【再掲】**

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等若しくはその保護者又は妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導及び助言を行うとともに、ヘルパーによる乳幼児の保育や、家事支援等を行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	平成25年度	100%	100%

3216 ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》【保育課】【再掲】

- ・ 子育ての手助けが欲しい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
依頼会員数	平成 25 年度	1,475 人	1,500 人
提供会員数		334 人	370 人
両方会員数		121 人	200 人

3217 母子生活支援施設の運営【子育て支援課】【再掲】

- ・ 母子家庭の保護者及び子どもを入所させ、保護するとともに、自立促進のための生活指導や支援を行います。
また、DV被害など緊急一時的に避難が必要な母子を保護します。

3-2-2 就労支援の充実

- ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図ります。
- 職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の保護者を新たに雇用する事業主への奨励金交付等、ひとり親家庭の就業促進を図ります。

【個別事業】

3221 自立支援教育訓練給付金事業【子育て支援課】

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父が自立のために受ける教育訓練の受講料の一部を支給します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
給付金受給者数	平成 25 年度	2 人	10 人

3222 高等職業訓練促進費給付金事業【子育て支援課】

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間のうち、一定期間について給付金を支給します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
給付金受給者数	平成 25 年度	20 人	20 人

3223 トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度【産業政策課】【再掲】

- ・ 安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
雇用者数	平成 25 年度	12 人	10 人

3-2-3 経済的負担の軽減

○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

【個別事業】**3231 児童扶養手当の支給【子育て支援課】**

- ・ 18 歳までの児童を養育しているひとり親又は養育者に、児童扶養手当を支給します。

3232 母子父子寡婦福祉資金の貸付【子育て支援課】

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を貸付けます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
新規貸付件数	平成 25 年度	9 件	26 件

3233 ひとり親家庭児童への通学費援護金の支給【子育て支援課】

- ・ 通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭へ通学費の半額を支給します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
援護金受給者数	平成 25 年度	176 人	233 人

3234 長野市遺児等激励金給付事業【子育て支援課】

- ・ 父又は母が死亡し、又は重度の障害者となった児童の保護者に激励金を支給します。

3 障害児支援の充実

施策推進の背景と課題

障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、身近な地域で専門的な医療・療育の提供や、保健、医療、福祉、教育分野の円滑な連携により、成長・発達に応じた一貫した総合的な支援が求められます。

長野市では、障害のある子どもたちへの支援として、相談支援体制や障害福祉サービスの充実、各種手当等の支給のほか、母子保健と連携し、障害の早期発見・早期療育につなげるとともに、障害の特性に応じた教育や保育等に取り組んでいます。

障害福祉サービスでは、障害児相談支援等として利用計画の作成や利用状況のモニタリングを実施するなど、継続的できめ細かな支援を行っています。

しかしながら、平成 24 年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価に係るアンケート調査の結果では、障害のある子どもを育てていく上で、希望が持てる保護者の割合が減少しています。

そのため、特別な支援が必要な子どもに関する、関係機関の連携を強化することで、より専門的な支援を提供するとともに、地域社会の理解を深める取組を進めていく必要があります。

施策の展開

3-3-1 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

- 保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進するとともに、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携を深めながら、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

【個別事業】

3311 こども相談室【子育て支援課】【再掲】

- ・ 0 歳から 18 歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
保護者、園等の支援者からの相談件数	平成 26 年度	360 件	660 件

3312 発達支援あんしんネットワーク事業【子育て支援課】

- ・ 発達について、専門的な支援が必要な子どもや保護者に対して、関係者が集まり、情報を共有するとともに総合的な支援方法を検討し、関係機関が連携し支援を強化するために、保健センターごとに「地域発達支援会議」を開催します。また、発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援専門チームが保育所等を巡回訪問し、園や家庭での対応方法について助言します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
事例検討数	平成 26 年度	150 件	350 件

3313 乳幼児健康診査【健康課】

- ・ 乳幼児期に総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障害等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。
- ※ 4 か月児健康診査
- ※ 9～10 か月児健康診査
- ※ 乳児一般健康診査
- ※ 1 歳 6 か月児健康診査
- ※ 3 歳児健康診査

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
4 か月児健康診査 受診率（集団）	平成 25 年度	98.0%	100%
9～10 か月児健康診査 受診率（個別）	平成 25 年度	83.5%	90.0%
乳児一般健康診査 受診率（個別）	平成 25 年度	77.0%	83.0%
1 歳 6 か月児健康診査 受診率（集団）	平成 25 年度	95.0%	100%
3 歳児健康診査 受診率（集団）	平成 25 年度	95.3%	100%

3314 乳幼児健康教室・講習会【健康課】【再掲】

- ・ 母親同士の交流促進及び乳幼児期の発達チェックによる障害の早期発見を図ります。
- ・ フッ化物塗布、歯科検診・ブラッシング実技指導を体験することにより、正しい磨き方・食生活等むし歯予防・歯周病予防の習慣付けをします。
- ・ 離乳食の進め方を中心に乳幼児の栄養管理について知識の普及を図ります。
- ※ 7－8 か月健康教室
- ※ 2 歳児健康教室
- ※ 親子よい歯サポート教室
- ※ 離乳食講習会

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
・乳幼児健康教室参加率 (7-8 か月・2 歳児健康教室の参加率 の平均値)	平成 25 年度	75.0%	85.0%
・親子よい歯サポート教室参加者数	平成 25 年度	1,730 人	2,168 人
・離乳食講習会参加者数	平成 25 年度	2,366 人	2,300 人

3315 障害者相談支援センターの設置【障害福祉課】

- ・ 障害者相談支援センターの相談員が、障害児やその家族からの相談を受け、有効な支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
相談件数（児童分）	平成 25 年度	1,997 件	2,000 件

3316 障害児相談支援・計画相談支援【障害福祉課】

- ・ 指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員が、障害福祉サービス利用の具体的な計画を作成し地域での生活を支援します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
サービス等利用計画の作成率	平成 25 年度	39.8%	100%

3317 母子専門相談【健康課】

- ・ 医師、助産師、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が、心身や環境に何らかの問題を持つ妊産婦や乳幼児に対して、専門的・総合的及び継続的な相談を実施します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施回数	平成 25 年度	11 回	12 回

3318 乳幼児発達健診【健康課】

- ・ 医師、言語聴覚士、発達相談員等の専門職が、乳幼児健診や健康教室の結果、精神面、行動面、言語面等で発達に障害があると疑われる子どもに対し、判定、指導、助言を行い、障害の発生予防及び障害の軽減を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施回数	平成 25 年度	33 回	40 回

3319 発達相談・すくすく広場・あそびの教室【健康課】

- ・ 乳幼児の精神運動発達や言語発達について、保護者の疑問や不安への対応、子どもに応じた適切な保健指導等を行います。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
すくすく広場・あそびの教室実施回数	平成 25 年度	370 回	370 回

33110 個別・グループ療育【健康課】

- ・ 臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士、発達相談員、保健師等による相談指導、技術習得支援等を行います。

3-3-2 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化

- 幼稚園及び保育所において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。
- 教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。
- 自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。
- 障害児が通所する施設の充実に努めます。

【個別事業】**3321 障害児保育事業【保育課】【再掲】**

- ・ 研修等を通じて、障害に対する理解を深め、教育・保育施設職員の職務能力向上や加配等を図るとともに、医療ケアの必要な子どもの公立保育所の受入体制の整備を図ります。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
障害児研修受講者数	平成 25 年度	280 人	356 人

3322 教育・保育施設の施設訪問【子育て支援課・保育課】【再掲】

- ・ 発達相談員、保健師、作業療法士等の専門職による支援チームが、教育・保育施設を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもや、発達障害の子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	平成 25 年度	468 人	1,710 人

3323 障害児通所支援【障害福祉課】

- ・ 障害児に対し、児童発達支援（未就学児童）、医療型児童発達支援（医学的管理下での支援が必要な児童等）、放課後等デイサービス（就学児童）、保育所等訪問支援を提供します。

指標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
児童発達支援利用者数（月平均）	平成 25 年度	98 人	144 人
医療型児童発達支援利用者数（月平均）	平成 25 年度	15 人	16 人
放課後等デイサービス利用者数（月平均）	平成 25 年度	165 人	310 人
保育所等訪問支援利用者数（月平均）	平成 25 年度	6 人	13 人

3324 障害児自立サポート事業【障害福祉課】

- ・ 障害児が自主性、社会性、創造性などを身につけることを支援し、保護者の家庭での介護負担を軽減します。

指標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値
利用者数	平成 25 年度	405 人	400 人

3325 障害者(児)施設医療ケア事業【障害福祉課】

- ・ 障害福祉サービス事業所における医療的ケアが必要な障害児の受入に向けた看護師配置にかかる経費を補助します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
利用者数	平成 26 年度	9 人 (見込み)	14 人

3326 短期入所行動障害児援護事業【障害福祉課】

- ・ 強度行動障害がある障害児が短期入所を利用する場合の職員加配に要する経費の一部を補助します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
利用回数	平成 25 年度	540 泊	600 泊

3327 心身障害児親子交流保育事業【保育課】

- ・ 心身障害児施設入所者及び保護者と交流保育所園児との定期的な交流を促進します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施園数	平成 25 年度	3 園	5 園

3328 障害児親子交流体験【保育課】

- ・ 入園とならない障害児を対象とした受入可能公立保育所の園児との交流を促進します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
実施園数	平成 25 年度	35 園	34 園 (公立全園)

3-3-3 特別支援教育の充実

- 幼稚園、保育所及び学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。
- 特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、障害特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めます。
- 庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。

【個別事業】

3331 長野市教育センター研修講座の開催【学校教育課】

- ・ 教職員の指導力、支援力向上を図るための特別支援教育講座を実施します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
特別支援教育講座数	平成 26 年度	9 回	9 回

3332 特別支援教育支援員の配置【学校教育課】

- ・ 市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
支援員の配置人数	平成 25 年度	98 人	120 人

3333 特別支援教育巡回相談員【学校教育課】

- ・ 臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による学校訪問及び主として発達障害にかかる対応の教職員や保護者等への助言を行います。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
教育巡回相談員訪問回数	平成 25 年度	735 回	800 回

3334 幼保小連絡会議、小中連絡会【学校教育課】

- ・ 幼稚園・保育所、障害児通所支援事業所から小学校への円滑な接続、中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を実施します。

3335 教育支援委員会【学校教育課】

- ・ 保健、医療、教育に携わる委員による就学相談、就学判断を実施します。

指標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値
教育相談取扱件数	平成 25 年度	396 件	400 件

3336 長野市障害ふくしネット子ども部会【障害福祉課】

- ・ 保健、福祉、教育に携わる関係者の子ども部会への参加による障害への理解や福祉分野との連携の必要性に対する理解促進を図ります。

3-3-4 障害等に対する理解促進

- 保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。
- 地域住民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。

【個別事業】

3341 障害理解の学習会の開催【障害福祉課】

- ・ 地域からの依頼により民生児童委員等を対象にした学習会や、障害ふくしネットと連携した公開学習会を開催します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
開催回数	平成25年度	5回	6回

3342 障害理解に関するリーフレット作成【障害福祉課】

- ・ 障害当事者の立場から、社会的障壁に関するリーフレットを作成し、市内小学校等に配布します。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
作成回数	平成25年度	年1回	年1回

3343 障害者週間事業【障害福祉課】

- ・ 毎年12月3日から12月9日までの障害者週間で障害理解に関する講演会等を開催します。
また、広報ながので啓発活動を行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
参加人数	平成25年度	223人	350人

3344 発達障害等のしおりの作成【子育て支援課】

- ・ 発達障害についての理解を深めるために、発達障害のサポートに関するしおりの作成や、「こども相談室だより」を作成して啓発に努めます。併せて、ホームページへの掲載も行います。

指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値
相談室だより発行数	平成26年度	年3回	年6回

第8章

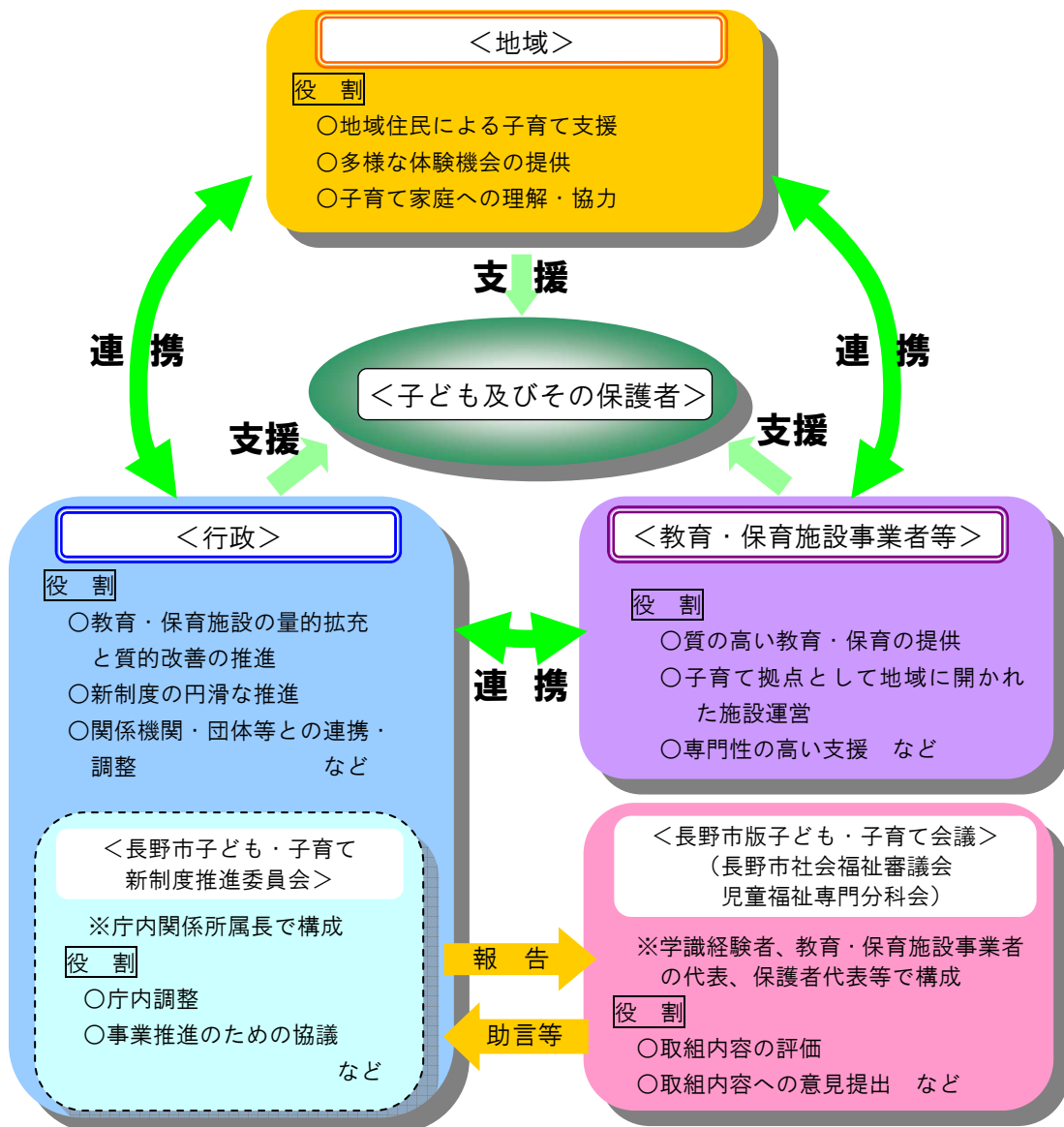
計画の推進体制

1 関係機関等との連携

長野市は、本計画を推進していくために、庁内組織である「長野市子ども・子育て新制度推進委員会」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、長野市版子ども・子育て会議として位置付け、専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、市長への助言・提言を行います。

また、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働体制の構築・強化を図り、子ども及びその保護者を中心に据えた総合的な支援につながる施策展開及び円滑な子ども・子育て支援新制度の推進を図ることとします。



2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るため、長野市版子ども・子育て会議である「長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、実施事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について定期的に点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくこととします。

